

平成31年

# 第1回忠岡町議会定例会会議録

第2日

平成31年3月11日

忠岡町議会

平成31年 第1回忠岡町議会定例会会議録（第2日）

平成31年3月11日午前10時、第1回忠岡町議会定例会を忠岡町議会議事堂に招集した。

1. 出席議員は、次のとおりであります。

1番 杉原 健士議員	2番 前田 弘議員	3番 北村 孝議員
4番 前田 長市議員	5番 是枝 綾子議員	6番 河野 隆子議員
7番 三宅 良矢議員	8番 藤田 茂議員	9番 和田 善臣議員
11番 高迫千代司議員	12番 森 政雄議員	

1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

町 長	和田 吉衛	教 育 長	富本 正昭
町長公室長	柏原 憲一	町長公室次長兼人権広報課長	
住民部長	軒野 成司		明松 隆雄
健康福祉部長	東 祥子	産業まちづくり部長	藤田 裕
教育部長兼教育総務課長	立花 武彦	教育部理事兼学校教育課長	
消 防 長	森野 博志		土居 正幸
消防次長兼予防課長	山田 忠志		

（各課課長同席）

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	阿児 英夫
係 長	長谷川太志

(会議の顛末)

議長(前田 長市議員)

おはようございます。

第1回定例会2日目の開会に先立ちまして、表彰状の伝達を行います。

このたび全国町村議会議長会第70回定期総会において、是枝綾子議員が議員在職27年以上の自治功労者として表彰を受けられ、また、河野隆子議員が議員在職15年以上の自治功労者として表彰を受けております。

表彰を受けられました議員に対し、心から敬意をあらわすとともにお祝いを申し上げます。

議会事務局(阿児 英夫局長)

それでは、ただいまから表彰状の伝達を行います。

初めに、是枝綾子議員、ご登壇お願いいたします。

議長(前田 長市議員)

#### 表彰状

大阪府忠岡町 是枝 綾子 殿

あなたは町村議会議員として永年にわたり地域の振興発展及び住民福祉の向上に尽くされた功績はまことに顕著であります

よってここにこれを表彰します

平成31年2月6日

全国町村議会議長会会長 櫻井 正人 代読

大変おめでとうございます。

(拍手)

議会事務局(阿児 英夫局長)

続きまして、河野隆子議員、お願いいたします。

議長(前田 長市議員)

#### 表彰状

大阪府忠岡町 河野 隆子 殿

あなたは町村議会議員として多年にわたり地域の振興発展に寄与せられたその功績はまことに顕著であります

よってここにこれを表彰します

平成31年2月6日

全国町村議会議長会会長 櫻井 正人 代読

大変おめでとうございます。

(拍手)

議長(前田 長市議員)

最後に、私も大阪府町村議会議長会定期総会で特別表彰を受けましたので、この場をおかりいたしまして、ご報告申し上げます

議長（前田 長市議員）

以上で表彰の伝達式を終わります。

議長（前田 長市議員）

本日の出席議員は、10名出席でありますので、会議は成立しております。

議長（前田 長市議員）

ただいまから、会議を再開いたします。

（「午前10時03分」開会）

議長（前田 長市議員）

本日の議事日程を事務局長より報告させます。

議会事務局（阿児 英夫局長）

議長。

議長（前田 長市議員）

局長。

議会事務局（阿児 英夫局長）

平成31年第1回忠岡町議会定例会議事日程（2日目）について、ご報告申し上げます。

日程第1 一般質問

日程第2 議案第16号 平成30年度忠岡町一般会計補正予算（第9号）について  
以上でございます。

議長（前田 長市議員）

日程第1 一般質問を行います。

通告の順序に従い、発言を許します。

なお、質問時間は、30分となっておりますので、ご協力お願いいたします。

議長（前田 長市議員）

まず、初めに三宅良矢議員の発言を許します。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

よろしく申し上げます。三宅でございます。お手元の資料に基づきまして、一般質問させていただきます。

まず1点目の質問です。公共事業入札制度についてご質問させていただきます。

昨年度末に、町長が議会最終日の後に、全議員の前で来年度より最低制限価格を事前公表していくと述べられてましたが、すみません、花粉でちょっときついんで、しっかりといたします。施政方針には全くうたわれておられませんでした。これについて、どのようにまずお考えなのか、お答えください。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（前田 長市議員）

公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

最低制限価格等を事前に公表することにより、公正かつ自由な競争の確保の観点からも、事業者の真の技術力、経営力による競争を損ねる弊害が生じるおそれがあるなど、また、くじ引きによる落札の増加、品質確保の低下、また安全性にも影響を及ぼすことなども懸念されるところでございますが、現在、入札制度の見直しに向け、事前に公表している近隣の団体に出向きまして、調査・研究を行っているところでございます。

議長（前田 長市議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

1点だけ町長にお答えいただきたいんですけど、いけますか。町長のこの任期中でこれを変更していく方針なのかどうかだけお答えいただけますか。

議長（前田 長市議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

今、公室長が述べているように、4月には実質ちょっとするような案件はないと思いますが、頑張って調査させているところでございますので。入札とか、そういうような細かいことの施政方針は、私どもはよしとしてないので、また議会のほうから細かいものを書けと言うんだったら書きますけど。

議長（前田 長市議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

明確な回答は得られないということで、それはそれで、また次回の予算委員会でご質問させていただこうと思いますので、よろしく願いいたします。

次の質問です。指名競争入札における業者選定の議事録ですね。事前、事後にでも、なぜこの業者が指名で選ばれたのかが、全く私たちにとってはわからない。その基準もわからない。わからない中で審査せざるを得ない、そのような状況がずっと続いています。公平の観点から、これらは公開すべき対象物で、原則公開していく対象物であると思いますが、その辺も含めていかがでしょうか、お答えください。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（前田 長市議員）

公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

指名業者選定委員会の議事録については、本町建設工事等指名業者選定委員会規程による守秘義務や、情報公開条例の規定による審議、検討、調査研究等の円滑な実施を確保する観点から、当該審議等の意思決定過程の情報について、公表することにより著しい支障があるものとして、現在、非公開というようにしております。

今後、他の団体の状況も踏まえ、議事録の取り扱いについて検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

あわせて、その部分の公開に持っていくように、制度全体を変更いただきますよう、よろしく願いいたします。また、これにも絡みまして、また質問させていただきます。

次の質問に移らせていただきたいと思います。昨年の災害を受けての災害対応についてご質問させていただきます。

所信表明におきまして、安心・安全なまちづくり戦略に災害対策の推進ということが述べられておりました。補償につきましても、自治体の責務が今後大きくなっていく中で、この部分については以下の項目に対しては喫緊の課題かなと思っております。

現状を考えて検討が必要な項目といたしまして、1点目です。まず、自治体からの確かな情報伝達の手段の確保。

2点目です。前回の災害を受けて、前回の21号台風からの教訓を生かした災害対策の各種関係マニュアルの改訂についての検討はどのようなものか。

3点目、何度もお願いしておりますが、自宅内でけがをする絶対数ですね。特に地震におきましてする絶対数を減少させるための転倒防止対策につきまして、まずこれらについてどのようにされていく予定でしょうか。

議長（前田 長市議員）

公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

まず、1点目でございます。災害時における情報伝達手段といたしましては、防災行政無線、また町のホームページ、緊急速報メールなどを利用しておりますが、防災行政無線に関しては聞こえにくいとのご意見もいただいております。平成31年度におきましては、防災無線の放送内容を電話で聞くことができる自動音声応答装置や、登録されたメールへの情報発信など、情報伝達手段の導入に取り組んでまいりたいと考えております。

2点目でございます。台風21号においては、強風により多数の家屋が被災するなど本町に経験のない甚大な被害をもたらしたところでございます。そういった状況の中、避難所の運営や相談窓口の開設、災害ごみの収集や罹災証明の発行など、長期にわたる業務について職員を配備し、対応に当たったところでありますが、反省すべき事項もあったことから、職員の配備態勢の見直しなどについて取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

3点目でございます。本町では、65歳以上の方のみで構成される世帯や、身体障害者手帳1級、2級を所持する方がいる世帯などに、町が指定する家具転倒防止器具の取り付け支援を実施しております。

現在、この支援を拡大することは考えておりませんが、町職員や自治会関係者等に対して家具の転倒で被災することのないよう、転倒防止対策の実施に関し、引き続き啓発に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

今のご回答につきまして、ちょっと再質問させていただきます。

1点目と2点目のご回答に関しまして、この夏ですね、また雨、大雨、台風等の時期までにされるのかどうかということが1点目、2点目の質問です。

3点目に関しましては、僕は予算をつけていくべきやし、助ける人間がまずけがをして、助ける人が助けられないという状況をまずつukらないというのが、今の災害対策の前提やと思っておりますので、その部分については伝えてはおきます。ですので、1点目、2点目の、この夏までに1点目、2点目の回答に関してはされていくのかどうかだけお答えください。

議長（前田 長市議員）

公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

1点目につきましても、年度が変わりましたら、新年度予算を確保しておりますので、できるだけ早く業者選定等実施に向けて進めてまいりたいと考えております。

2点目の職員の配備態勢につきましては、これにつきましては本年の出水期までには職員に通知できますように、現在、作業を進めておるところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（前田 長市議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

できるだけそういう対策、よろしくお願いします。

次の質問に移らせていただきます。災害時に今、避難所となるようなところで長期にわたってきたら、例えばパニック障がいをお持ちの方とかで、あとはお子さんをお持ちで、泣きやまない、たった1日、2日やったら我慢できるけど、3日目、4日目、1週間、1カ月になってくると、やはり人間関係もありますし、避難所というところで過ごすことがだんだんできなくなってくるという現実があります。

そういったもので、個々の避難生活などにしっかりと細かく対応できるために、今ある話で、今、忠岡でしたら例えば空き家がふえてきておりますし、そういったものを借り上げてリフォームしておいて、固定資産税の減免等などを考え、ふだんは公民館や備蓄倉庫等で活用して、非常時にはそういった個別対応の必要な方の避難所として活用することはできないのかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（前田 長市議員）

公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

空き家を借り上げ、リフォームを実施して、公民館や備蓄倉庫などに活用できないかのご提案をいただいているところでございますが、コスト面や管理・運営の課題などクリアすべき問題も多くあろうかと思っております。現在、町内の各地区には集会所も設置していることから、万が一の際には、集会所の利用というものをまずは考えているところでございます。

議長（前田 長市議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

この部分に関しましても、また予算委員会等で意見させてもらいますので、よろしくお願い申し上げます。



すみません、次の質問に進めさせていただきます。忠岡町には、各種町民グラウンド、河川敷のグラウンド、新浜公園等あります。ふだんは照明がどこにもないので、夜間等に関しましてはグラウンドとしての活用ができないというのが忠岡の状況です。そのような中で、ふだんは夜間対応のグラウンドとして照明を設置することで活用してもらって、非常時にはそこに車で避難する方々が安心できる一時避難所の機能という意味での確保が、それで確保、拡充ができると思うんですが、その部分についていかがでしょうか。

議長（前田 長市議員）

公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

本町では、一時避難所として公園やグラウンドなど20カ所を設けているところがございます。その中には、照明が設置されている公園などもございます。照明の設置につきましては、周辺の住宅環境への影響を与えたり、また、子どもたちが集まる可能性もあることから、当面、現状で運用してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（前田 長市議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

照明機材も、例えば公式戦をやるレベルまでの照明を整えたら、それはウン千万の話ですけど、今でしたら防災、そういった機材でも見に行ったら、1基当たり70万とか80万で設置できたり、ポールが立っていればできたりするものがあります。そういったものを含めて、防災の強化と、また、やはり忠岡の住民がスポーツ団体をつくっても、結局よそで、夜やりたかったら借りに行かないといけないけど、よそはよそに行ったら、その住民じゃないから、借りるのはその事前にあった人らの後回しで、結局借りられないから、よその地域でのチームとして活動してやっている方があると聞いています。忠岡の中でスポーツ振興を図っていくという意味でも、こういったものは重要やと思っていますので、またその辺に関しましても意見させていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、これらの点を含めまして、災害対策に関しましては、国では国土強靱化という名目で予算が決定されておられました。そういったことを受けても、本町としても補強対策や老朽化対策はまだまだ必要であり、まだ必要な場所が多く存在すると考えております。次年度からどのようにこの計画に基づいて、まずはこの導入について検討されておられますでしょうか、お答えください。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（前田 長市議員）

公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

国土強靱化計画の策定の必要性は十分感じておるところでございますが、国土強靱化計画と関連する地域防災計画、国民保護計画、業務継続計画などとの整合性の確認など事務作業も多くございます。現状は情報収集のみに努めており、今後、府や近隣市町の動向を見ながら取り組みを進めてまいりたいと考えておるところでございます。

議長（前田 長市議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

1点ご質問します。この国土強靱化計画を立てないと、そういった災害対策、防災対策の予算というのはおりてこないものなんでしょうか。

議長（前田 長市議員）

公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

国土強靱化に係る部分については、その計画の中で、その計画に沿ってといたしますか、基本の目標に沿って地域の特性を踏まえた検討を行った上で、施策の推進の上、必要な個別の事業について地域計画に位置づけることも考えられるとされていますので、この点について府内の状況等についても情報収集させていただきまして、検討させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（前田 長市議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

すると、計画ありきで、計画がなかったとしても、必要であればこういった補助金というのは申請していけるということでしょうか。

議長（前田 長市議員）

公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

国道強靱化に係る部分につきましては、あくまでも国土強靱化の地域計画というものを原則立てると。ただ、その中で、個別の事業についても必要があれば、その事業ごとに明確に位置づけて整備を行うことができると、そういうように我々は理解しているところでございます。

議長（前田 長市議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

わかりました。国土強靱化計画を立てるというご検討もさることながら、今ある忠岡で

の必要な部分に関しましても個別に洗っていただいて、進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

すみません、次に公共施設の劣化によるひび割れなどについてご質問させていただきます。昨年に大阪府内の他市になりますが、急に予期もしないところでコンクリートの劣化によるコンクリート片落下事件が発生しました。幸いというか、そこに誰もいなくて、けが人がなかったことが今回幸いやったと思うんですけど、それでも1平方メートル、これぐらいの大きさで、本当に人間の僕の腕の大きさぐらいの大きさで、何トンという重さやったというふうに聞いてます。

忠岡町でも各種建築物が老朽化していることはご存じやと思います。特に僕は前からも何回か言わせていただいているんですけど、例えば東忠岡小学校の旧体育館ですね。築年数はかなりたっていると思います。地震で倒壊や剥離、そういったものの子どもが下におること、タイミング悪く地震が起きたりとか、急遽剥離でポーンと落ちてきたりとかして、児童が大けがを負うという可能性は否めませんと僕は考えております。早急に対策していくべきであると思いますが、いかがお考えでしょうか。

教育部（立花 武彦部長兼教育総務課長）

議長。

議長（前田 長市議員）

立花部長。

教育部（立花 武彦部長兼教育総務課長）

東忠岡小学校の旧体育館につきましては、現在使用しておらず、建物へは児童を立ち入らせない、また、周辺にもできる限り近づかないよう教職員が指導しているところであり、教育委員会におきましては、建物撤去の方向で考えておりますので、財政部局と連携しながら取り組んでまいりたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

議長（前田 長市議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

そのお答えを以前に、先週いただいて、ちょっと気になってたので小学校をちらっと見に行ってたんです。子どもら、東忠岡小学校のその旧体育館の下でおったりもしてました。その横を先生が通ってました。僕としては、要はバリケードか何か用いて、基本立ち入られないにしてほしいんです。危険性が拭えないという可能性があると思います。劣化しているかどうか、不明でわかりません。その下で子どもたちに万が一何かあったらどうするんですかということ。要は、それが例えばよそで剥離した下に、万一、茨木であったように、人が亡くなったとか、大けがして足を失ったとか、たぶんやってたと思うんです。人が大けがしないと、死なないと、けがしないとやらないんですかと、僕はそれは違うと思います。その中で可能性が高いのは、僕は東忠岡の小学校の旧体育館やと思ってま

すんで、その辺に関しては早急に、それだけでも立ち入らせないような対応は絶対やってほしいなということは、これは重々とお伝えしてます。

それも含めまして、忠岡町内に学校を中心にですが、町内の公共施設におけるコンクリート建物は多いと思います。劣化検査を全部、敷地内にあるものは全て進めていくべきやと思っているんですが、いかがお考えでしょうか。

教育部（立花 武彦部長兼教育総務課長）

議長。

議長（前田 長市議員）

立花部長。

教育部（立花 武彦部長兼教育総務課長）

町立小・中学校の校舎におきましては、建築基準法第12条に基づく特殊建築物定期調査を3年ごとに実施しており、次回、31年度に実施する予定でございます。調査におきましては、一級建築士、二級建築士の有資格者による施設の損傷、腐食等劣化状況に関する点検調査を実施することとしており、この中でコンクリートの劣化調査も実施する予定でございます。

また、町立小・中学校の長寿命化計画を策定するため、31年度に校舎以外の建物につきましても劣化状況の調査を実施する予定としており、その中でコンクリートの劣化調査を実施してまいります。

その他、社会教育施設等につきましても、今後、長寿命化計画を策定する際には、劣化状況調査を実施してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（前田 長市議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

先ほども申しましたが、敷地内にあるものは全て対象として行ってください。取り壊すからせんでええとか、そういうものではなく、全てよろしく願います。またこの辺については改めて質問させていただきます。

では、次の質問に移りたいと思います。日本語が話せない被災者に対する災害対応についてご質問させていただきます。

昨年台風のときもそうですし、今、訪日外国人が関西でもうなぎ登りに年々ふえております。そういった中で、関西空港を中心としたインバウンドの効果の認識においても、町長の施政方針にも述べられておられましたし、そのような方々が多く、日本語を話せない方が多く、日本に今たくさん参ってはるということは認識いただいていると思います。

災害時には、じゃあ日本語が話せないから、訪日外国人だから、観光客だから自治体は相手しないということはまずできないのが今の日本の現状というか、できないはずで。その中では、災害時に日本語の話せない訪日外国人についても対応が迫られる、こういう

小さい忠岡としても対応が迫られる可能性があると思います。

例えばですけど、関西空港線の急行ですね、空港急行、南海の。例えば、突発的に震度6、7の地震が起きて、忠岡の駅のそこでとまりましたと。1時間、2時間閉じ込めて、そのまま放っておくことはないと思うんで、多分そこで降ろすと思います。その後、その電車に乗った100人、200人単位をどうすんねんということです。というようなことをシミュレーションとしては行っていないといけないと思います。

そういうような仮定の話がたくさん出てくると思うんですが、そういった部分を含めましても、1点目に挙げさせていただきました効率的な避難所運営ですね。避難計画、避難誘導につなげていくために、定期的に災害対応の中心メンバーは、そういう運営のシミュレーションを今、専用のボードゲームとかがありますので、行う。そういうものを用いて、実際目に見える形で行うことで、効率的かつ柔軟な想定ですね。あと気づきも得られると思います。そういったことまで可能にできるとは思いますが、いかがお考えでしょうか。

2点目です。全ての忠岡町職員のスマホに、今やったら無料の翻訳ソフトがありますね。すごい便利です、あれ。すごい精度が高いです。驚くぐらいに。僕も使っています。そういったものをインストールとして、非常時に柔軟に対応できるように、それをインストールすることを義務づけることはできませんでしょうか。

3点目です。町内の避難経路や避難所に関しまして、忠岡の住民に関しましては、定期的に例えば広報なり何なりで避難所等の案内は送っていると思います。ただ、いきなり来た人が、じゃあ忠岡の今ここにいて、どこに逃げたらいいんや、どこで一時的に対応してくれるんだということが例えばわからない方がおられると思います。そういった方々の誘導のために、最近でしたらピクトグラム、絵記号ですね。絵を用いて、万国共通の絵を用いて、日本語を話せない人でも、あっ、ここが避難所なんだ、ここに逃げたらいいんだというふうに誘導すべき、導線をつくるべきやと思っていますが、いかがお考えでしょうか。

以上3点について一括でご回答ください。

議長（前田 長市議員）

公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

1点目でございますが、避難所の運営について、ゲーム感覚で取り組むことのできるHUG（ハグ）避難所運営ゲームがございまして、過去に自主防災組織を対象にゲームを用いた訓練を実施したところであり、今後は職員向けの開催についても検討してまいりたいと考えているところでございます。

2点目でございます。携帯電話については、ほぼ全職員が所有しておるというように思われますが、あくまでも私物でございますので、翻訳ソフトのインストールを義務づけず

ることは難しいのかなというふうに考えているところでございます。

3点目でございます。避難経路の表示や施設案内についてピクトグラムの導入を行っている自治体もあることから、今後、本町においても導入に向けて研究を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（前田 長市議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

回答ありがとうございます。すみません、2点ちょっと質問します。

1点目のシミュレーションです。日本語を話せない外国人が押し寄せてくるという、言い方は悪いですけど、大量にやってくるとか、そういったシミュレーションもちゃんとされているのでしょうか。

2点目です。インストールができないというふうに、要はそういうもので対応できないという回答やったんですけど、じゃあ、どうする予定なんでしょうか。この2点、ご回答ください。

議長（前田 長市議員）

公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

1点目については、今のところそういうような外国人の方が大量に避難されているというところまでは想定してというようなことが行われているところではございません。

2点目ともあわせてになりますが、今後、担当課だけではなくて、本町の国際交流協会などにも協力を得ながら検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（前田 長市議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

また、その辺につきましては細かく質問させていただこうと思いますが、1点目のシミュレーションなんですけど、要は想定外が見えてくることが一番これのいいところかなと、僕もやっついて思ったことがあります。絶対こんなあり得へんということが次々起こることが前提で、それに対してみんなが柔軟に対応していくというメリットがあるんで、そういった部分を含めて、特に役場職員の方に関しては対応していただく、そういう研修に取り入れていただきますようよろしくお願いいたします。

では、また次の質問に移らせていただきます。適応指導教室の設置に民間活用をお願いしたいということでの質問です。

質問要旨です。適応指導教室の機能を民間の私塾や児童デイなどで代替し、複数の場所を確保することで、多様なニーズ対応が可能になると思われますが、その部分に関してま

ずお答えください。

教育部（土居 正幸理事兼学校教育課長）

議長。

議長（前田 長市議員）

土居理事。

教育部（土居 正幸理事兼学校教育課長）

議員お示しの適応指導教室ですが、不登校児童・生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基礎的生活習慣の改善等のための相談、適応指導を行うことにより、その学校復帰を支援し、これらにより不登校児童・生徒の社会的自立に資することを目的として設置される施設でございます。

適応指導教室の設置主体は、各市町村教育委員会としているところであり、民間の私塾や児童デイをもって代替できるものではありません。よろしくご理解のほどお願いいたします。

議長（前田 長市議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。別に適応指導教室というカテゴリーで何とかせえというわけではないんです、意図として。僕も何か所か適応指導教室を見学させてもらって、そのすごく調べたいポイントとしては、じゃあ適応指導教室をつくりましたと。それに例えば不登校になっている子らの何割が来ているんですかというのをいつも気にしていたんです。低いところやったら10%台、多くても3割かなと。その3割の子でも、ほんまに週に1回か2回。で、初めは来てたけど、来なくなりましたとかも含めちゃっているのということも結構ありました。

では、これから多種多様な人間に対応していく中で、1カ所ポンとつくって、はい終わりですというのは、僕は違うと思うんです。それやったら、今ある近隣市町村の適指で対応していただいて、要は子どもの居場所ですよね。朝起きて夜寝るまでの間で、どこが聞いてても、やっぱり不登校児童の行ってる先に関しては、塾へ行ってるから、そこで一定外に出てる子も多いとは聞きます。そういった意味では、子どもの居場所をいろんな形、多様な面で確保していただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

議長（前田 長市議員）

土居理事。

教育部（土居 正幸理事兼学校教育課長）

今、議員おっしゃいました子どもの居場所づくり、非常に大切なことでございます。今後いろいろと研究してまいりたいと思います。

議長（前田 長市議員）

三宅議員。

7 番（三宅 良矢議員）

よろしく願います。また意見させていただきます。

最後です。高齢者の配食と見守りを兼ねたサービス運用の導入について、質問させていただきます。

独居高齢者や障がい者の孤立防止、孤独死対策などを推進するために、配食に見守りを兼ねて行うサービスを民間業者を活用して展開するべきであると思えますけど、いかがお考えでしょうか。

健康福祉部（東 祥子部長）

はい。

議長（前田 長市議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

本町におきましては、地域で安心して暮らしていただくための食の確保として、食の自立支援事業の配食サービスを実施し、高齢者等の健康保持及び配食等の見守りや安否確認を行っているところでございます。配食回数は週 5 回で、月・水・金は昼食として、火・木は夕食として、自己負担は 1 食当たり 300 円という低価格で社会福祉法人に委託して配食しております。

配食時には 300 円をいただき、お弁当を手渡しすることにより、会話の中で利用者さんの状況を把握し、何か異常な点があれば、すぐに役場に連絡が入る体制で実施している状況でございます。

民間参入についてということでございますが、他市の状況で入札により配食事業者を決定したことがございましたが、見守りや安否確認を含めた宅配となると、事業の採算が合わず、事業から撤退したということも聞いております。他市におきまして事業自体を廃止しているところもございます。また、事業の委託先につきましては、事業の継続性の観点からも社会福祉協議会を含めた社会福祉法人や NPO 法人に委託しているところであることから、本町におきましても今のところ民間参入は考えてございませんので、ご理解のほどよろしく願います。

議長（前田 長市議員）

以上で、三宅良矢議員の一般質問を終結いたします。

議長（前田 長市議員）

次に、杉原健士議員の発言を許します。杉原議員。

1 番（杉原 健士議員）

1 番、呈祥会の杉原でございます。ことし 5 月で 30 年間続いた平成も新元号に改元さ



れ、新時代の幕開けでございます。この記念すべき年に、本町は町制80年、忠岡村発足から130年を迎えることとなります。平成最後の議会になるわけですが、この節目に施政方針にも町長が述べられているように、小さなまちの大きな夢、希望の実現に向かっていってほしいものと考えております。

それでは、通告の順序が1番と前後いたしますが、施政方針に基づきまして質問をさせていただきます。

このたび提案していただいた平成31年度の町政運営の4点の重要な視点の2点目の広域行政のさらなる推進であります。無理や無駄を省き、持続可能なまちづくり、ごみ処理の広域化を積極的に推進していくということですが、町議会でもたびたび議論になっております泉北環境との協議会についてですが、10年前には本町のクリーンセンターは長期包括で運営をしていく。その間、広域に向けて調査研究して頑張っていくということで、11年目のクリーンセンターの運営は広域ですよという流れで町議会も賛同したと記憶しております。

し尿処理のほうの部分が、広域化をスムーズに行ったように、事務的作業は同じ泉北環境の事務方のほうですし、我々からしたら同じように思えますが、いかがお考えかという点でございます。泉北環境の3市の事務組合との、今まで公式な協議だったのか、また、まだそのレベルには達していないのか、その点お伺いしたいと思います。

当初は、本町の事務方の説明によりますと、五、六年はかかるとのことですが、その内容と、今後また1年でも2年でもスピードアップしていくための方法、また作戦はないものか、お伺いしたいと思います。

議長（前田 長市議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

答弁させていただきます。

クリーンセンターについては、ごみ処理の広域化のめどがつくまでの間、今後とも継続して安定的に運営し、確実なごみ処理を進めていくため、このたび忠岡町クリーンセンター整備運営管理事業として現行の業者との間で単年度随契をすべく、先般、議会において債務負担行為補正を採択いただいたところであります。

その内訳といたしましては、運転管理等に係る経費として約1億8,000万円程度、年次点検、年次補修費としておおむね1億3,000万円程度を見込んでおります。この年度点検、年次補修費については、引き続き平成31年以降も中長期的にクリーンセンターを運営していくにおいて、本来ならば延命化工事を実施し、包括的な運営をすべきところ、これを行わず、補修等を行うこととなったため、補修経費の増大が避けられない状況であります。

つきましては、延命化工事を実施せず、最小、必要な補修整備の内容を精査し、今般、

仕様内容を確定したものであります。

現在、クリーンセンターは焼却炉1炉での運転でございますので、大きな延命的な整備を実施せず運営したことから、確実な予防保全、計画保全が必要であると考えております。

事後保全となると施設の操業に影響を与え、復旧までごみの受け入れ不可能な状態となり、住民の皆様にも多大な影響を及ぼすこととなりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

なお、平成32年度以降の補修整備については、クリーンセンターの安定的な運営と、ごみ処理広域化のめどを勘案しながら精査して、できる限り経費の低減に努めてまいりたいと考えてございます。

また、泉北環境施設整備組合とのごみ処理の広域化協議につきましては、平成28年度からごみ処理の現状などについて意見交換を行うとともに、広域化に係る本格的な協議を行うべく、平成29年6月には勉強会の設置について打診し、同年9月には正式な検討協議会として、一般廃棄物処理広域化検討協議会を立ち上げ、これまで4回の協議を開催し、基本的には事務委託をベースとしたごみの受け入れ調整や課題整理などについて協議を行ってまいりました。

しかしながら、委託に係る経費負担について明確な算出ができない状況から、協議に時間を要している状況であります。

新年度以降においては、これまでの協議を踏まえながら、一部事務組合への参入も視野に入れながら、精力的に協議を進めてまいる所存であります。

つきましては、1年でも早くごみ処理の広域化を目指し、鋭意努力してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

1番（杉原 健士議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

杉原議員。

1番（杉原 健士議員）

ありがとうございます。既に泉北環境のほうは、ごみの減量化はかなり進んでいますし、お聞きするところによれば、3市の泉北環境、広域の一部事務組合に対しての単年度予算ですが、かなり削減しているということもお聞きしております。その中で、本町の進み方と向こうの組合等々の兼ね合いで、スピードアップできるように鋭意努力していただくということですが、その後、協議会の開催回数ですか、そういうのもふやしながら頑張っていたきたいというところでございます。

また、今年の台風等々で、いろいろなところで事務方のほうも人を費やされたと思うので、今回の補正予算のほうでかなり苦慮したということになっております。その点を考え

たところで、担当課、環境のほうで、職員不足ということも考えはございませんか。やっぱりその辺、専門的に泉北の広域のほうへ行ってくれる方が、しっかりと腰を据えていけるようなお考えはございませんか。

議長（前田 長市議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

私ども生活環境課の職員の人数というのは、今限られている人数で事業を回しているわけですが、泉北環境のほうとの協議につきましては、主担の生活環境並びに企画部門、財政部門の職員も入っていただきまして、泉北環境との協議に参加していく予定になってございますので、ひとつよろしくお願いいたします。

議長（前田 長市議員）

杉原議員。

1 番（杉原 健士議員）

この前から私もたびたび言ってますけれど、この時期、この時点で、こういうふうな議論をまだやらないかということ自体が想定外でしたので、できましたらスピードアップしていただきまして、1年、2年となるべく早くこの問題が解決できるようによろしくお願いしたいところでございます。

それと、次の質問でございしますが、今年度のクリーンセンターの、先ほど部長もちょっとご説明がありましたように、単年度予算になりましたけれども、限度額は3億1,000万円のうち約1億8,000万円が運転管理、これも急を要したものですから、我々も精査できないところではございますけれども、ちょっと高いのかなあとかいう点もございします。残り約1億3,000万円が点検、補修ということでございします。それを分離発注してチェックしておけば、より安価で、また透明性があって、明瞭会計になるんじゃないかなという考えもございました。後々、この単年度予算がベースになって、毎年同額の予算にならないように、本町としてチェック機能を厳しくして、どのようなこの1年を対処していくのかというところを、コンサルを含めていろんな考えがございしますけれども、ひとつお答えをいただきたいと思えます。

議長（前田 長市議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

平成31年度については、先ほど議員仰せのとおり、いろいろな形で時間的な余裕がないということで議会でも説明させていただきました。まことに申しわけないことであると考えてございます。

（藤田議員：入場）

32年以降の部分につきましても、広域を目途に事業を進めてまいりたいと考えてございます。また、32年以降の単年度並びに中長期の、この辺はまた整備委員会等で議論していただきまして、進めてまいりたいところでございます。

なお、前回の7月の議会で否決されているというような部分を考慮というか、その指摘をもとに、いろいろな問題点を改善していきたいと考えてございますので、ひとつよろしくお願いいたします。

1番（杉原 健士議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

杉原議員。

1番（杉原 健士議員）

ありがとうございます。そうですね、そのいろいろ論戦を繰り広げましたけれども、来年度はコンサルの入札のあり方、また運転管理と点検補修という部分の分離発注等々いろんな課題が出てくると思うんですけれども、その辺も踏まえてよく考えていってほしいと思います。

こちら以南、大阪南部で単独でやっているところ、小さな自治体でやっているところは、忠岡町、熊取町もそうですが、岬町等々、同僚議員からもいろいろ指摘されておりますけれども、岬町の場合は単年度予算もかなり安く済んでると聞いております。うちが、ことし3億1,000万、向こうは半値まではいかないけれども、2億を割っているということは、実際資料ももらっていただいておりますので、その辺も十分精査しながら、ことしのこの部分でいろいろチェックしながら、また当然広域のほうはスピードアップしながら、また来年度の予算等々に関しましても調査研究しながら、いろいろな面で頑張りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

これで一般質問を終わらせていただきます。以上です。ありがとうございました。

議長（前田 長市議員）

以上で、杉原健士議員の一般質問を終結いたします。

議長（前田 長市議員）

次に、北村 孝議員の発言を許します。

3番（北村 孝議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

公明党の北村でございます。2点について質問をさせていただきます。

まず、1点目であります。少子化対策についてであります。

厚生労働省によると、50歳までに一度も結婚したことの無い生涯未婚率が増加傾向にあるとされ、その要因の1つに、結婚したくても経済的な理由で踏み出せない若者が多いことが挙げられています。

国立社会保障・人口問題研究所が出しているデータを参考にいたしますと、結婚の意思のある未婚者を対象に、「1年以内に結婚するとしたら何が障がいになるか」を調べたところ、「結婚資金」との回答が最も多く、男性で43.3%、女性で41.9%で、「結婚のための住居」との回答が男性で21.2%、2番目に多く、女性で15.3%でありました。経済的な理由で結婚をためらう若者がふえれば、出生率の低下にもつながり、少子化が進むおそれがあります。

そこで、国は、結婚に伴う住居費や引っ越し費用などを補助する結婚新生活支援事業を2016年にスタートさせました。18年度からは地域少子化対策重点推進交付金の1つとして、少子化対策の推進を目的として展開されています。世帯年収約530万未満で、夫婦ともに34歳以下の新婚世帯を対象に、1世帯当たり最大30万円を補助しております。必要な経費の2分の1を国が補助し、残り2分の1を自治体が負担する仕組みとなっています。同事業を活用して新婚世帯を支援する自治体が、2016年開始時には全国自治体で130でありましたが、2017年には234、本年1月時点では260までふえ、広がっています。そこで、本町も有効に使える補助金を活用し、事業を進める検討をされてはとありますが、答弁を求めます。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（前田 長市議員）

公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

結婚新生活支援事業でございますが、ことしの2月にテレビ放送でも紹介されておりましたが、結婚に伴う新生活のスタートにかかる経費、例えば新居の家賃や引っ越し費用等に対し30万円を上限とする補助事業でございます。先ほど議員の中にもあったとおり国と市町村で2分の1を負担するというものでございます。

今後、到来すると言われている人口減社会に対し、人口の流入増や定住促進に向け各種施策を展開してまいるところでございますが、その中でも子育て支援事業や次代を担う子どもたちの育成に向け、教育の充実に重点を置き、安心して子育てができるまちづくりの推進に向け取り組みを進める中で、結婚に対する取り組み支援につきましても、結婚新生活支援事業の導入について研究等を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

3番（北村 孝議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

ありがとうございます。

昨年ですかね、転入促進事業ということで、子育て支援といいますか、お家を買えば幾らか補助し、またリフォーム等の補助もございました。それが30年で終わっちゃいましたけども、こういったあらゆる、私も今公室長からお話がありまして、テレビで何かやっているみたいで、それを私、ちょっと知らなかったんですけど、12月にこういった補助があるということがわかりまして、どこの自治体もこの事業補助はなかなか知るところが少なかったみたいですね。

今現在でも取り入れているところは、近隣で和泉市、泉南ですか、それで岬町、太子町ですかね。それぐらいかなと思うんですけども、かなり少ないというところで、この事業自体のことを知らない自治体があったということで、この辺はいかがなものかなと思いますけども、こういった、1つは人口減少化ということで人口の流出の歯どめにもなるのではないかと、こう思いますし、先ほども言いましたように、そういう新婚さん、また子育てに向けた転入促進事業の1つであります家賃、家の購入、リフォームについての補助も終わっちゃいましたんで、今後間違いなく、私が質問させていただいた中で言いましたように、人口が間違いなく減少していきますので、これについて1つの人口の流出が、うちがよかったらよそはええのかということではなしに、全体的に国もいろいろな形で、そういったことで事業として展開されていくでしょうし、町もいろんなアンテナを張りながらこういった補助事業をしっかりと使ってやっていくということに努めていただきたいと、このように思いますので、もう一度答弁願います。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（前田 長市議員）

公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

少子化の進行というのは、未婚化ですとか晩婚化の進行や、第1子出産年齢の上昇とか長時間労働、それから子育て中の孤立感や負担感など、さまざまな要因が複雑に絡み合っているところがございます。行政におきましてもそのあたり、よりきめ細やかな取り組みを網羅的に推進していくということが求められているところがございます。

本町におきましても、先ほどご答弁させていただいたところがございますけれども、現在子育て支援ということで、あすなろ未来塾事業であったり英語推進事業、またこども園の設置、それから各種相談支援などにも取り組んでおりますが、新年度からは東忠岡地区の

認定こども園の整備も進めてまいるとともに、就学前施設の給食の無償化事業等々、そういったことにも努めてまいるところでございます。

また、結婚に対する取り組み及び結婚、妊娠、出産、それから乳児期を中心とする子育てに温かい社会、地域づくりに向け、ワークライフバランスの向上ということについても多様な子育て支援策を体系的に実施してまいりたいと考えております。

本町は本年、町制80周年を迎えますが、さらなる未来に向けた取り組みを、一歩ずつではありますが、取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

3番（北村 孝議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

ご丁寧な答弁、ありがとうございます。しっかり今後、そういったことについて積極的に取り組んでいていただきたいと思います。

次の質問に移ります。広域行政についてであります。

人口の高齢化がピークを迎えても住民サービスを提供できるか。近い将来への対策を急がなければならないと考えるところであります。2040年ごろの行政のあり方を検討してきた総務省の研究会は、人口減少化の自治体の運営方法について報告書を公表しております。

報告書は、2040ごろには地方の9割以上の市町村で人口減少が進み、地域の中心都市ですら機能を保てなくなると見込んでおります。このため、個々の自治体が全ての政策を手がけるフルセットの行政事務を担うのは困難と指摘され、サービス維持の方策として複数の自治体が連携して行政サービスを提供できるよう必要性を提言しております。

このようなことから、これまでに取り組んできたし尿処理事業や水道事業の統合、現在進めておられます消防やごみ処理の広域などの取り組みに評価するものであります。

そこで、統合や広域とは異なりますが、市町村合併についてどのような見解をお持ちか、お聞かせ願います。町長に答弁を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

議長。

議長（前田 長市議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

市町村合併ですね。行政の合併については、個人的には今のところ全然考えておりません。せんだっての8日の日には府が分割するというような態度のニュースが入っておりま

すが、分割また合併ということについては、本町の住民には今のところ進めたくないんですが、住民の皆さん方が、先ほど来言うように、人口減少に伴うとか、あるいは隣のまちと一緒にいたいという、そういう機運があれば私も考えていきたいと思いますが、今のところ10数年ほど前に合併について考えたのがみな灰になってしまいましたので、もう一遍考えるという意識を持っておりません。

インフラ整備については、インフラはやっぱり単独よりも広域で行っていくことは、私は望ましいのではないかと、こういうふうには思っている次第でございます。そういう意味において積極的にインフラ整備をやっていく、広域に扱っていくことを旨としておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

人口増加については、本町独特の福祉文教都市づくりということに重点を置けば、まちを理解してくれる人が多いと、こういうふうには思っておりますので、住んでみたらよかったなというまちづくりをしてみたいと思っております。ご理解をいただきたいと思うと同時に、議会の皆さん方にはそういった行政の合併について、またいろいろとご意見を賜っていく中で、自分自身形成していきたいと思っております。答えになったかどうか知りませんが、ご理解を賜りたいと思っております。

3番（北村 孝議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

ありがとうございます。

町長もお話がありましたように、大阪府・市が二重行政ということで、一本化するということのところで今迎えておりますけども、これは国がまた進めております、また私が質問しました中身からすると、分割というのは逆に逆行ではないのかなというところもあります。間違いなく今後いかに住民のニーズに応じていけるかというところがありまして、当然人口が少なくなれば財源の確保も非常に厳しい状態になってきますので、世の中の流れに伴って、住民のニーズといいますか、そういったところにしっかりと地に足を着けて行政運営を進めていっていただきたいと思っております。

その上で、町長もおっしゃっていましたが、地域の事情は千差万別でありまして、地域の行政機能、サービスなどはあくまでも自治体自身が住民のニーズを踏まえて進めるのが肝要であるということは私も十分知っております。しかしながら、いろんなことを考えると、やはり事業の効率化とか、財政面でもしっかりと考えていかなければならないと、こう思いますので、別に最後に言いますが、私は10何年前は合併の推進のほうでありましたけれども、今もそうではないことはないんです。しっかりとその辺は広域で進める、また大きく言えば合併でやれる分はしっかりと取り組んでいっていただきたい



と、こういう思いはありますので、何が何でも合併ということはございませんけれども、町長もそのときに誕生された、いわゆる反対ではないということも聞いておりますし、もっと慎重に考えるべきであるということの、この中で町長に出られ、今度4期目で、いろんなあらゆる事業の中で改革もし、財政再建もしながらここまで進めてこられたということは非常に評価をいたします。

しかし、今後いろんな厳しい状況が続くと思いますけれども、財政面また効率化の面、何度も言いますが、この辺をしっかりと踏まえて行政運営に取り組んでいていただきたいと、こう思いますので、よろしく願いいたします。

私の質問は以上で終わらせていただきます。

議長（前田 長市議員）

以上で、北村 孝議員の一般質問を終結いたします。

議長（前田 長市議員）

次に高迫千代司議員の発言を許します。

1 1 番（高迫千代司議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

高迫議員。

1 1 番（高迫千代司議員）

1 1 番、日本共産党の高迫です。施政方針に対する一般質問をさせていただきます。

私は、26歳のときから44年間、この忠岡の町議会で質問を行ってまいりました。今回が最後の質問になろうかと思いますが、よろしく願いをいたします。

当時は質問時間が1時間ありましたので、ゆっくり質問や回答も、交流をしながら進めることができましたが、現在はその半分しかありませんので、回答は簡潔明瞭にお願いをできればありがたいと思っております。

まず最初に、施政方針に触れられておりますクリーンセンターの問題です。

この件につきましては、昨年7月の臨時議会で忠岡町が提案された7億6,900万円の延命化という、莫大な修理を含む10年間の長期包括事業というものが否決をされました。そのもとで新たな方針を考えていくのが31年度だというふうにお聞きをいたしております。その31年度のその検討がどういう形で進められていくのか、そのことについて今回は質問をさせていただいております。細かくお聞きをさせていただきますので、お答えをいただきたいと思います。

まず、この検討の会議は、忠岡の庁内、役場の職員さんだけで行われるのか、また検討委員会などをつくって行われるのか。もっと言えば住民から公募を募って、そうした人の意見も聞いて行われるのか、その点についてまずお伺いをしたいと思います。

議長（前田 長市議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

まず、平成32年度以降の修繕、整備については、クリーンセンターの安定的な運営とごみ処理広域化のめどを勘案しながら精査し、できる限り経費の低減に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の、今後のクリーンセンターの運営方針の検討については、これまでのクリーンセンター整備運営委員会にて一定の結論を得た部分もありますので、再度このような枠組みで検討を進めていくべきか、まずは庁内で精査し、今後の検討方法をお示ししてまいりたいと考えてございます。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

まだ決まっていないようなお話ですけれど、その後の3番目をまず、そしたらお伺いをいたします。

つまり、今そういう構想も持っていないというご回答ですから、この話が議案として出されてきて、忠岡町議会で諮られるのはいつなのか。早ければ6月議会、前回の問題を考えれば7月臨時議会などというふうなこともありました。これが9月や12月の議会で諮るという内容のものであるのかどうか、その点も踏まえてこの時期的な問題をどう考えているのか、その点について明確にお答えをいただきたいと思います。

住民部（軒野 成司部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

32年度以降の補修整備等の内容については、今後のごみ処理広域化の進捗状況を見据えながら仕様内容等を詰めてまいりたいと考えておりますので、議案として上程できる時期については、現在では具体的な時期は未定でございます。

つきましては、このごみ処理広域化の協議会内容やクリーンセンターの運営方針の検討の進捗状況につきましては、逐次議会議員の皆様にご報告してまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

高迫議員。

1 1 番（高迫千代司議員）

なかなか明確にお答えいただけないようですね。つまり、担当の事務局を担うであろう軒野部長さんのところは、いつまでにこの計画ができて、議案として議会に諮らなければならないのか、そうした青写真もなしにこの計画を進められるということなんでしょうか。

住民部（軒野 成司部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

まず昨年、我々のほうからご提示させていただいた部分につきまして、1年かけて整備委員会の中でその内容を検討していただいて、出していかさせていただきました。その計画についてもなかなか1年ではしんどかった部分がありました。その辺は我々も重々承知してございますので、その辺の前回の轍を踏まないように、早急に考えていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

1 1 番（高迫千代司議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

高迫議員。

1 1 番（高迫千代司議員）

私はもっと軒野部長さんは本音を語っていただける方だというふうに、従来から思っておりますし、議会の答弁はそうあるべきだというふうに思っております。これ、いつまでにできなったら、あと事務局の仕事は大変になるよというふうなことで逆算されて、普通は計画表、行程表をつくれるんですね。これはもう既に予算の段階ですから、予算審議をしているこの中ではある程度めどが見えてこなければ仕事にはならない。そのはずです。それが今の段階で、いつごろ議会にかけることも明確ではない。こんなふうなことで実際の仕事はやっておられないと思うんです。やっておられないと思うから、今これお聞きしてるんですよ。聞いて、答えない。

そんな中で、突然6月や7月ぐらいに「こういう形で議会にかけたいと思います」というふうなことになってきたら、議会自身が検討する時間もないということはおわかりいただいていると思います。おわかりいただいているどころか、この3月1日の議案で一番問題になったことは何かといえば、債務負担行為の検討は議会にも事前に相談することもなく、直前になって説明会を開いた。議会もよく理解できないし、「こんな高いもん、どな

いするんや」という論議になったことは覚えておられると思うんです。その原因はと聞いたら、「いや、台風の被害で走っておりました」。

私たちは、台風の被害で頑張っていたことはよく存じておりますし、評価もしています。しかし、そのことで大事な議案が十分審議する時間もなしに「はい、成案です」と言ってぼんと放り出されて、大変なことになったというのがこの間の3月1日の議会の前の段階で皆さんが苦勞されたことではないんですか。

その反省を踏まえるならば、この予算委員会、この中でこの計画表の行程ぐらいは出してしかるべきでしょう。いや、それが12月議会でいけるんやとかね、そんなことなら話は別ですが、そんなに遅くなるはずはないというふうに私は思っています。だから、そのことを真剣に今聞かしてもらっているんです。ぜひお答えいただきたいと思います。

議長（前田 長市議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

先ほども申し上げたとおり、まず庁内での精査をして、どういう形で持っていくかというのを早急にしていきたいと思います。その中でもし、32年度以降の部分につきましては補正予算というような形で、コンサルを入れるのであればまた上げさせていただかなければなりませんので、早急にそういうふうな形の部分は考えてございます。先ほども申し上げたとおり、去年の轍を踏まないように鋭意努力させていただきたいと思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

だから轍を踏まないようにね。だから聞かしてもらっているんですよ。これは本当に、軒野部長さんのところで「議会は9月でいけます」「12月でいけます」と、こうなれば今言うている時間的な余裕は生まれてくると思います。生まれてきますが、それより早かったらそんなことにならないんでしょう。「轍を踏まない」と言いながら轍を踏むことになるんですよ。だから、その辺の行程表は事前に十分お考えいただいているはずでしょう。それなくして事務局の仕事というのは本当にできるんですか。これだけは、もうこれ同じことを聞いても同じ答えが返ってくると思いますんで、非常に回答としては残念なお答えだと思っています。本当に真剣にこの問題をこの予算で論議をするお気持ちがあるのかどうかね。これは早急に行程表については明らかにしていただきたい。これは強くお願いしておきたいと思います。でないと3月1日の議会の反省はどこにもない、こういう形になってしまいますから。

次にお聞きいたします。協議会や検討会、これは当然されるんですね、事前に。これはいかがですか。

議長（前田 長市議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

さきの答弁にもありましたとおり、今後のクリーンセンターの運営方針の検討については、昨年7月のクリーンセンター整備運営委員会にて一定の結論を得た部分もありますので、再度どのような枠組みで検討を進めていくべきか、まず庁内で精査することとし、一定の方向性が定まりましたら、議会の皆様に今後の検討方法をお示ししてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

十分な報告を事前に受けて検討する時期があるかどうかということをお聞きさせてもらっています。軒野部長さん、その答弁書を読まれるときは、私たちとまともに向き合ってお答えをいただいているときだというふうに思っていますので、これがちゃんと保障されるようにしていただきたい。これも前回の反省ですから、この反省で同じ轍を踏まないようにしていただきたいと思います。

それで、入札ですね。これは事業はそうしていくというふうにお答えいただいているんですが、今度は莫大なお金にもなりますし、随意契約ではなしに、ちゃんとした入札で仕事を進めていく方式をとられるというふうにお聞きしていいわけでしょうか。

議長（前田 長市議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

クリーンセンターの契約手法につきましても、先ほどの答弁のとおり一括発注あるいは分離発注の場合、それぞれのメリット、デメリットを勘案しながら具体的な検討をしてみたいと考えてございます。

つきましては、これまでの実績から、基本的には現行の受託事業者と随意契約が望ましいのではないかと考えてございますが、今後の分離発注を念頭に進めるのであれば、部分的な入札は可能かどうかも含めて、整備期間やコスト面などで総合的に勘案し、契約の手法を検討してまいりたいと考えてございます。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

高迫議員。

1 1 番（高迫千代司議員）

聞いてないこともお答えいただきましたが、分離発注というのは、これはもうこの間からずっとお答えいただいていますんで、ぜひそうしていただきたいと思いますし、高い金額の随意契約というのは、どうしても競争原理が働かないということがずっとこれまで続いてきました。これは我々の反省なんです。ですから、そうしたことがないように、ちゃんとした入札で仕事を進めていただきたい。これはまた予算委員会もありますけど、強く申し上げておきたいと思います。

それから、この一番の問題になっているところなんですけどね。やっぱり7月の臨時議会は何だったのかということを実際に考えていただきたいと思うんです。1つは、10年前から話ししていた広域化を凍結したこと、もう1つは、7億6,900万円もの延命化という名前の莫大な修理の費用ですね。これは本当に必要なのかどうか。これが大きく問われたことだと思うんです。さらには10年間の長期包括、この点を踏まえてしっかりと考えていただくならば、本当に延命化工事にいまだに固執されている態度については改めていただきたいと思っています。

先ほど軒野部長さんのほうから1億3,000万の修理、これは32年度以降もというお話、出ていましたね。そうしますと、5年間運転してもらいますと何と6億5,000万円、これだけの事前修理、事前補修に金をかけると言ってるんです。7億6,900万、10年間の長期包括とほとんど変わらない。そんな莫大な費用をかけるような計画をつくっておられるということそのものが問題なんです。この点については根本的に考え方を変えてもらえるのかどうか、その点が一番大きなポイントだと思っています。

先ほども杉原議員のほうからお話が出ました岬町の話なんですけどね。ここでは最初の10年間の、修理工事請負の費用の1年間、6,212万円ですよ。で、11年から20年の修理の工事請負は1年間に平均すると5,134万円ですよ。21年から31年の修理と工事費は5,221万円なんです。これ以外に延命化という名前をつけて莫大なお金をかけていない。つまり、住民の税金を無駄なところに使っていない。これがここの教訓なんです。その教訓がなぜ忠岡町で生かされないで、これから先も同じように、5年たったら6億5,000万円の、相手が自由に使えるお金を渡し切りにしてしまう。こんなやり方が本当に忠岡町にとって正しいのかどうかね。ましてや、別件の事故が起こったら、それは全て忠岡町の負担でしなければならん、こんな二重にも三重にも忠岡町の利益にならないような方式に固執されている。その大もとはこの延命化につながっているのではないですか。だからここのところを変えていただけるのかどうか、お聞きをしたいと思います。

住民部（軒野 成司部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

他の団体における焼却施設の整備方針については、それぞれの施設の運営形態やプラントメーカー、処理能力、焼却量、ごみの組成など、状況も多種多様であり、一概に比較することは困難であると考えてございます。

また、延命化という言葉にもものすごくこだわりがあるように思われるんですが、どこの市町村の炉についても、毎年整備しなければならない項目について予算を計上する、また何年か、当然複数年の運転をしなければなりませんので、それに見合った時期時期に予算を計上している部分で修繕をしていくというのは、どこの市町村も同じような形でございます。

忠岡町においては平成20年に長期包括という仕組みのやり方で10年間、最大契約した金額について、その中で運転管理並びに保守点検、工事についてもやっていただくという契約を、10年間の契約をそこでしているものでございます。

11番（高迫千代司議員）

よろしいか。同じことやったら結構です。

住民部（軒野 成司部長）

そうですか。そしたらやめます。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

先ほどから私が申し上げているのは、岬町が忠岡町に近い形態の炉だから申し上げています。これ、熊取町でも同じことなんです。忠岡町だけが何でそんな、7億6,900万円の費用をかけなんたら10年たった炉がまともに動かへんのか、そこを根本的に見て反省しているのかということを知りたいんです。

その点で言えば、私どもが申し上げております。15億円必要だということでお金を払いました。でも、実際10億5,000万円で炉がつくられています。ここに最大の原因があるのではないかと、なぜここを調べないのかということを知りたいんです。そこを調べたらこんな無駄なお金をかけないでも、岬でも熊取でもちゃんと普通のメンテナンスと若干の工事費用ですべて運転されてるんですよ。忠岡町ができないのはそこに問題があるんじゃないかということを知りたいんですから、ここをぜひ解明していただいた上で、5年間で6億5,000万もかかるような無駄なお金をかけない運転管理方法をぜひ

見出していただきたいと思います。これは強く申し上げておきたいと思います。

ちょっとあと、時間がないので、部長さんのお答えは予算委員会でお聞きいたします。すみません。次の質問に移ります。

防災についてであります。きょうは3・11、東日本大震災から8年目で、防災のことはマスコミでも大きく取り上げられています。そうした中で、本町の施政方針も防災の問題を取り上げていただいているわけですが、12月の議会でもお聞きしました民間住宅の耐震化工事の補助金引き上げ、これは31年度の予算書を見せていただいたんですが、金額は変わっておりません。これは住民の安全・安心のための大事な予算の1つだと思っております。

柏原部長さんはそのときに回答で、「少しでも前に進めていく。新しい方法を検討する」と、こうお答えをいただいております。この予算にどう反映されているのか、お聞きをしたいと思います。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（前田 長市議員）

公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

民間住宅の耐震化の取り組みについては、これまでも担当課において耐震化の促進に向けた啓発活動や、平成26年度には補助金額を増額するなどの取り組みを進めておりますが、なかなか思うように進んでいないのが現状でございます。

耐震化の進捗については、外部的要因と町の独自の耐震化施策などの内部的要因があると思われませんが、耐震改修の建設が伸びない理由の1つには、昭和56年以前に建てられた住宅を対象としていることから、老朽化した家屋に費用をかけることへのためらい感が感じられ、実施には至らず、建てかえを検討する方もおられるということなども聞いているところでございます。

これまで、耐震化に関する普及啓発活動として、職員による個別訪問やポスティングなどを行っておりますが、新たに大阪府、及び大阪府建築物震災対策推進協議会などの関係団体と連携し、耐震診断、耐震改修のセミナーや住民フォーラムの開催、また自治会などと連携いたしまして出前講座など、広く住民全体に地域や家庭の防災、耐震関連施策に関する知識等について理解を得るための取り組みに努めてまいりたいと考えております。

補助金の増額については住民負担の軽減にもつながるところでございますが、厳しい財政状況でもございますので、今後どの程度の額を引き上げるのか、引き上げるに当たって期間を限定して実施するのか、また、他の施策と合わせて実施することなど、その制度の見直しについても、検討も考えられるところでございますので、国・府の動向や近隣市町などの状況について調査研究、検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理



解のほどお願い申し上げます。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

少しでも前にというお答えが、全くこの予算では含まれておりません。顔の見える小さな町ですからね、忠岡町の職員さんが個別訪問してポストインして説明会を開いて、府の基準も下げて、1部屋シェルターもありますよと、ここまできめ細やかにやっていただいているけれど、なかなかふえないという背景は、やっぱりお金の問題なんです。だから、それを引き上げて住民の背中を押してあげる、これが今望まれることだと思っています。

財政危機だと言うけどね、毎年450万、予算してるんですよ、忠岡町。そのうち使っているのが90万か180万円でしょう。残った予算の範囲で十分できる仕事です。予算がないということは言えないと思います。ですから、その予算の範囲でもすぐできることをやって住民の背中を押してあげる。安全・安心のまちづくりを進めていただきたいと思います。このこともまた、次の回答は予算委員会でお聞きしたいと思います。

最後に、子育てに限定したリフォーム制度、これは30年度で終了しています。耐震工事も可能な、全ての世代を対象とした住宅リフォーム制度を実施してほしいとのお願いをしているわけですが、27年の質問で藤田部長さんは「住宅リフォーム制度は経済波及効果を上げ、地域経済の活性化、また転入、定住促進を図ることを目的として制定されており、住宅リフォーム制度に対して、その経費の一部を自治体独自の財源で助成する制度であるということは理解している」と。そして「仰せのとおり耐震改修制度と住宅リフォーム制度を合わせて補助することについては、耐震改修の促進であります」とか、また「推進の促進の目的でもあることも認識しております」、こう答えていただいております。ちゃんと中身を理解していただいているんですね。

そんな中で、先ほども出ましたが、若い人対象ということになりますと、お金をもらえる住宅の建設は、27年20件、28年30件、29年35件。85件もあって予算を追加しなければならなかった。でも、リフォームは、28年7件、29年6件、30年は3件と、16件しかないんですね。3世代の場合は。それも比較的新しい住宅のリフォームですから、その建設会社の関連のところが出てしまいます。そうではなしに、地域の大家さん、工務店や水道屋さんが仕事ができるようなリフォームは、やっぱり若い世代だけではなしに全世帯を対象として、そうしたリフォームをすることが、忠岡の地域の経済効果も住民の安全・安心も進むと思いますが、いかがでしょうか、お答えをいただきたいと思います。

議長（前田 長市議員）

時間が来ましたので、藤田部長の答弁をもって終了といたします。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

はい。

議長（前田 長市議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

本町の住宅リフォーム助成制度につきましては、子育て世代を対象に実施をしてみました。が、本年度末で終了させていただく予定となっております。それにかわるものとして、議員ご質問の耐震工事も可能な全ての世代を対象とした住宅リフォーム制度の導入につきましては、現在のところは実施する予定はございませんが、先ほど議員仰せのとおり耐震工事も可能な全ての世代を対象とした住宅リフォーム制度、耐震改修制度とリフォーム制度を合わせて補助していくことにつきましては、耐震化の促進や地域経済の活性化の目的であるということは認識をしておりますが、本町の財政状況等もございますので、今後につきましては導入している自治体の助成制度の内容等について調査研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

はい。

11番（高迫千代司議員）

最後です。財政がない、財政がないとおっしゃるんですが、クリーンセンターにかける莫大な費用、これを見直しをすれば、十分住民のために耐震も、またリフォームも、予算を捻出することはできるというふうに思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（前田 長市議員）

以上で、高迫千代司議員の一般質問を終結いたします。

議長（前田 長市議員）

議事の都合により暫時休憩いたします。

午後1時から再開いたします。

（「午前11時37分」休憩）

議長（前田 長市議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(「午後1時00分」再開)  
(出席議員及び議事参与員休憩前に同じ)

議長（前田 長市議員）

次に、河野隆子議員の発言を許します。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

6番、日本共産党、河野隆子です。ただいまより一般質問をさせていただきます。

初めに、子育て支援についてです。町長の施政方針で、子育て支援の充実、及び少子化対策について述べられており、これからも子育てのしやすいまちを目指してまいりますと言われています。そこで、子どもの医療費助成の年齢引き上げについて質問させていただきます。

厚生労働省が2017年6月末に3年ぶりに公表した日本の子どもの貧困率をめぐる状況は、依然深刻です。国民生活基礎調査で子どもの貧困率は2015年に比べ13.9%へ低下したものの、約7人に1人の子どもが貧困ラインを下回ったままです。貧困を示す国際的な指標である相対的貧困率は下がったとはいえ、17歳以下の子どもでは13.9%、全体では15.6%という結果であったと報告されています。

貧困問題はどの世代にとっても深刻ですが、発達・成長過程にある子ども時代の貧困は、健康や学力など子どもに必要な条件が経済的困窮によって奪われるという点など影響は大きく、子ども本人の人生だけではなく社会全体にも損失をもたらします。

子どもが貧困であるというのは、その家庭も大変な経済状況だということです。貧困対策は、さまざまな分野での施策があらうと思いますが、あわせて子育て世帯を応援するという点からも、子ども医療費助成を高校卒業まで年齢を引き上げることが、町長が施政方針でおっしゃられています子育て支援の充実にも最もふさわしい施策ではないかと思いますが、いかがお考えでしょうか。担当部長よりよろしく願いいたします。

教育部（立花 武彦部長兼教育総務課長）

議長。

議長（前田 長市議員）

立花部長。

教育部（立花 武彦部長兼教育総務課長）

本町におきましては、これまで子ども医療費の助成制度の拡大につきまして、子育て家庭の経済的負担を軽減し、また、子どもの健全な育成と福祉の向上を図る観点から、財政

状況が非常に厳しい中におきましても、着実に助成対象年齢の引き上げを進めてきたところであり、今年度におきましては、対象年齢を小学校卒業から中学校卒業までの引き上げを実施いたしました。

さらなる高校卒業までの拡充をというご質問につきましては、非常に厳しい財政状況の中で、将来にわたって制度を安定的に維持していくためにも、長期にわたる財源の確保の見通しを立てることが必要であると考えております。本町といたしましては、自治体による格差のない医療費助成制度の構築に向け、今後も大阪府や町村長会等を通じ、国に対して要望してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

6 番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

河野議員。

6 番（河野 隆子議員）

今おっしゃられましたように、本町は昨年4月から小学校6年生から中学校卒業まで年齢が引き上がりました。それによって助かっているというお話は、よく聞こえてきます。しかしながら、本町は他の自治体よりおくれたの引き上げでありました。43市町村の中で、忠岡町が昨年4月から年齢の引き上げをしましたが、本町より早い時期に、43市町村の中の30の市町村が中学校卒業まで実施していたことはご存じだろうと思います。

前回の質問で類似団体の岬町のお話をさせていただきました。平成27年7月、年度途中から小学校6年生から中学3年生まで年齢を引き上げされました。27年度で見ますと、中学の生徒数、岬町は601人で、本町は498人でした。そして、岬町では高校卒業まで年齢引き上げをこの3月議会で提出するということでもあります。可決されればとおっしゃっていましたが、これに反対する議員など、まさかいるとは思いませんが、システムの変更と周知期間のため、実施はことし7月1日からだということでもあります。

16歳から18歳までの岬町の人口は、近々で調べますと500人程度。本町の同じ年齢の人口を調べてみますと、大体580人前後です。財政逼迫でしんどいというふうに言われておりますが、岬町では通院で210万円程度、入院が80万円程度と見込んでおられます。年齢を上げると、それにあわせて病院へ行く回数がふえるのではないかと思います。心配でそういう声を上げる方もいらっしゃると思いますが、しかし、中学校を卒業すると体力も幾分ついてきますから、わずかな予算で実施できると思います。財政逼迫というお言葉がありました。これぐらいの予算だったら実施できるのではないのでしょうか。再度お聞きしたいと思います。

教育部（立花 武彦部長兼教育総務課長）

議長。

議長（前田 長市議員）

立花部長。

教育部（立花 武彦部長兼教育総務課長）

今年度、助成対象年齢を中学校卒業まで拡大させていただきました。現在までの中学生に対する助成金額は、9カ月で620万円程度となっております。これを年間見込みに直しますと、年間820万円程度の支出が見込まれている状況でございます。本町が将来にわたって制度を安定的に維持していくためにも、長期にわたる財源の確保の見通しを立てることが必要であると考えておりますので、この分につきましては、先ほども答弁させていただきましたとおり、国のほうにある一定の負担をしていただきたいと思いますので、要望していきたく思っております。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

子どもの貧困対策推進法が施行されて5年になっております。平均的な所得の半分に届かない世帯には、18歳未満の割合は13.9%で、7人に1人が貧困にある深刻な実態が続いています。病気になっても受診を我慢するという世帯も少なくない現実があります。本町も少しでも経済的な支援という形で、小学校4年生から中学校3年生までの希望者を対象に、あすなろ未来塾を継続されます。また、月1回の子ども食堂も、社協とボランティアの方々の協力で参加者もふえてきております。

学力をつけるのも、また月1回とはいえ、子どもたちに温かい食事を食べてもらうのも大事なことであり、継続していただきたいと思います。子どもの健康に格差が生まれることがあってはなりません。18歳到達年度末まで医療費助成を実施している府下での自治体はふえてきております。所得制限がある大阪市、また寝屋川市、箕面市、門真市、摂津市、豊能町、能勢町、田尻町、7月からは岬町と、このように広がっているんです。近隣の様子を見ているのではなく、忠岡町でもこれは子育て支援の柱であるという認識を持って進めていただきたいと思います。

また、先ほど担当部長より9カ月間で620万円程度で、年間820万円見込むということでおっしゃっていましたが、高校生になると随分と医療費は下がるのではないかとこのように思います。そういったことで、ぜひ18歳まで年齢引き上げを検討していただきたいと思いますので、再度ご答弁、お願いしたいと思います。

議長（前田 長市議員）

立花部長。

教育部（立花 武彦部長兼教育総務課長）

議員仰せの高校生までの拡大でございますけども、子どもの健全な育成と福祉の向上を

図る観点からは非常に重要であり、子育て支援の一策であると考えております。

ただ、先ほども答弁させていただいたとおりでございますけども、本町が将来にわたって制度を安定的に維持していくためには、財源の確保の見通しが重要であります。財政状況が厳しい本町におきましては、まずある一定の国の負担を求めるという形で、大阪府や大阪府町村長会を通じまして要望をしていきたいと思っておりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

6 番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

河野議員。

6 番（河野 隆子議員）

もちろん国や府に負担を求めるということはぜひしていただきたいというふうには思うわけなんですけれども、年齢を引き上げることによって安易に医者に行く人がふえるというのは、これは誤解であって、全く逆の発想であって、重症化が防がれて、医療費の額が減ったという報告も聞いております。

昨年4月から実施されました中学校までの年齢引き上げには、住民の署名運動もございました。それだけ親御さんの切実な願いなのですから、年度途中からでもぜひ検討をお願いしたいと思います。これは町長の決断でできることだと思いますので、最後に町長からご答弁をお願いしたいと思います。

議長（前田 長市議員）

3回を超えていますので、今回の答弁をもって終わりとします。町長。

町長（和田 吉衛町長）

財政健全化をする中で、できるだけ義務教育まではしっかりと頑張ってきました。いよいよ働いている人にまで拡充していくかという思想を持ちますので、これからの検討をさらに進めないかなあと、こういうふうに思っております。

6 番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

河野議員。

6 番（河野 隆子議員）

ぜひ前向きに決断していただきたいというふうに思います。

続いて、介護保険についてお尋ねいたします。

まず1点目は、減免制度の拡充についてであります。昨年4月に3年間の第1号被保険者の介護保険料の改定がありました。基準額の方で1カ月の保険料が5, 283円だったものが月6, 557円、何と1カ月で1, 274円、1年間で1万5, 290円、24.

1%の引き上げになりました。府下で下から7番目であった忠岡町ですが、この改定によって上から7番目と大変高い保険料になったわけであります。

ここで本町の保険料減免制度であります。対象者は要綱を見ますと、第2段階、第3段階の方、また収入合計、これは1人世帯120万円、2人世帯174万円、3人世帯228万円というふうになっております。こういった要件ですから、対象となる人は少ないようです。対象となった人数は何人おられるのでしょうか。また、減免を拡充する必要性については、担当課としてはいかがお考えでしょうか、ご答弁お願いしたいと思います。

議長（前田 長市議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

ただいまのご質問につきまして、議員仰せのとおり、平成30年度から第7期の介護保険算定に当たりましては、27年度～29年度までの6期の介護保険事業運営につきまして、計画値を上回る給付がございましたので、保険料水準を引き上げる要因である給付が上回ったこと、また、準備基金がない状況でございましたので、議員仰せのとおり24.1%の上昇になった次第でございます。

おっしゃる介護保険料減免制度の拡充でございますけれども、独自減免の実施状況でございますけれども、平成29年度につきましては8人、8件の8万8,440円。30年度につきましては、現在8件の12万2,800円でございます。

減免制度につきましては、現在のところ、近隣と同様の制度であることから、慎重に検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

必要性についてはどうお考えであったかというところは聞けなかったもので、後で答弁をお願いしたいと思うんですが、今おっしゃられましたように、減免制度、8件の方しか対象になれない。この制度では、困っている方を救えないということであります。1人世帯で、収入にしますと120万円以下でありますから、月に割れば10万円足らずであります。現状の収入合計金額を引き上げるべきではないかというふうに思います。

また、預貯金等も350万円を超えないこととされておりますが、少ない年金では生活できなくて、少しずつ預貯金を取り崩して生活費に充てていくために、必要なお金として置いておく。高額な金額とは言えないです。これについても引き上げていく必要があるのではないかというふうに思います。

ですので、必要性についてのお考えと、それから収入要件ですね。1人世帯で120万

円以下、これをもうちょっと上げるべきではないかというのと、預貯金350万円、この3点についてご答弁お願いしたいというふうに思います。

議長（前田 長市議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

まず、収入基準額120万円につきましてですけれども、平成22年度に要件を緩和させていただきました。この金額とさせていただきます。350万円の収入につきましては、現在、近隣市と同様の制度となっていることから、特に今すぐということは考えてはおりません。

で、必要性につきましても、近隣の状況を見ながら慎重に検討してまいりたいと思いますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

非常に使い勝手の悪い減免制度ですので、ぜひこれは前向きに検討していただきたいというふうに思うんです。収入や預貯金の金額を引き上げていただきたいということと、せめて第4段階の方ですね。この方は本人が町民税非課税で、合計所得と課税年金収入が80万円以下であっても、世帯の誰かに町民税が課税されていけば第4段階になる。介護保険料を払っているのは本人でありますので、この第4段階の方まで広げるということも必要ではないかというふうに思います。ぜひ前向きにご検討お願いします。

制度はあっても使える制度でないということですから、ここはやはり担当部長、汗をかいていただいて、近隣を見てということが非常に答弁で出てくるわけなんですけれども、忠岡町がやはり高齢者の方々の命と暮らしを守るために頑張っているんだという姿勢でありますので、ぜひ前向きにご検討お願いしたいと思います。

そこで、次は、介護保険料が高いということは先ほどから申しておりますが、第7期の保険料改定の際には、党議員団は大幅な値上げについては反対をし、一般会計から繰り入れをすべきだと主張いたしました。府下で7番目に高くなった本町の介護保険料を引き下げるためには、一般会計からの繰り入れをするというお考えはございませんでしょうか。ご答弁お願いしたいと思います。

議長（前田 長市議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

介護保険料引き下げのための一般会計からの繰り入れにつきましては、介護保険事業計



画策定のたびに国からの事務連絡で、従前から示されているとおり、制度化された仕組み以外の介護保険料の単独減免については、被保険者間の公平性の確保や健全な介護保険財政の運営と財政規律の保持の観点から、いわゆる三原則である保険料の全額減免、収入のみに着目した一律減免、保険料減免分に対する一般財源の投入に関する繰り入れは考えてはおりません。

2025年には、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となり、介護が必要となる方がますますふえることが想定されることから、公費負担としての国の負担割合を上げて65歳以上の第1号被保険者の負担割合を下げる必要があると認識しているところでございます。府を通じて国に要望しているところでございます。

また、繰り入れの分につきましても、先ほどと関連しますが、消費税の税率が改定されれば、低所得者の保険料に係る負担の増大を抑制する観点から、保険料が抑制されることとなります。その分については、一般会計の繰り入れも伴うということでございますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

介護保険法令上、法定分を超える一般財源からの繰り入れを禁ずるという規定や制裁措置は一切ありません。このことは厚生労働省の説明や国会答弁でも明らかになっております。第1号保険料が高齢者の負担能力を超えた額になってしまっている今、保険料を引き下げるには一般会計からの繰り入れしかありません。

今、東部長がおっしゃられたように、消費税10%の増税ですね、これは許すわけにはいかないんでありますけれども、今、低所得者の軽減があるということですが、それはそれとして、活用できるものは活用すればいいというふうには思います。消費税の増税は反対ですが。

しかし、大もとは、やっぱり基準額が高いということなんでありますから、大半の方は高い保険料を払うわけなんです。ですので、やはり一般会計から繰り入れを行って基準額を下げるということが必要ではないかというふうに思います。高齢者に負担を強いるのではなくて、事業主体である忠岡町が一般会計から繰り入れをして、少しでも負担を軽くするという事は、やろうと思えばできます。

保険料は改正のたびにどんどん上がっていくのに、介護保険の中身は逆にどんどんと改悪されております。是枝議員からも指摘がありましたが、要介護、要支援、認定が厳しくなっていると。この要介護、要支援の振り分けは、6カ月以内に悪くなるだろうという人は要介護1にとどまれるが、6カ月以内に悪くなることはないだろうとされれば、要支援

2になってしまう。そのことによって、約半数弱の人が要支援に落とされてしまった。よくなっていないのに、現状維持なら区分が下がると、ひどい改悪がされているわけです。

このようなことがされている中、高い保険料を取るといのはひどいのではないのでしょうか。国からのペナルティーもないのですから、一般会計からの繰り入れをすべきだというふうに思いますが、再度ご答弁をお願いしたいと思います。

議長（前田 長市議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

ただいまのご質問につきまして、繰り返しではございますけれども、介護保険財政の運営と財政規律の保持の観点から、一般会計からの繰り入れにつきましては今のところ考えではございません。これについて、公費の負担としての国の負担割合を引き上げていただくように、府を通じて国に引き続き粘り強く要望してまいりたいと思いますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

本町は大変小さいまちです。住民の顔が見えます。担当の方も、やはり住民の顔が見えるということで、小さな自治体とは違って、いろんな生活も見えてくるのではないかと思います。ここは小さいまちのよいところだというふうに思うわけなんです、2000年から始まりました介護保険制度、高齢者がどんどんふえていっています。そんな中で、今、東部長がおっしゃいましたように、国の負担、全く変わらず25%。ひどいと思いませんか、この負担割合。この負担割合を引き上げてほしいというのは、担当部長も思っている。今おっしゃってありました。国に向けて強く要望していただきたい。それはぜひお願いしたいというふうに思うんですが、なかなか負担率を上げようとしない国ですので、やはりそこは町が繰り入れを行って住民の負担を軽くすることが求められているので、ぜひ検討をお願いしたいというふうに思います。

では、最後の質問に移らせていただきます。文化会館についてであります。開館日をもとに戻して、住民の利便性を図るべきではないかということで質問をいたします。

財政健全化で文化会館は週休2日になっています。祝日が続けば3日間の休みのときもあります。こういった公共施設、他市であるのでしょうか。週のうち2日間も閉館しておりますから、住民が利用したくても利用できないということが起きています。全体で見ると、あいている時間帯もあると当局はお考えであるかもしれませんが、使いたい時間帯というのは重なります。夜の時間帯はあいていても、午前中であつたり、午後1時から使い

たいというときは詰まっていることが多いようです。

平成30年度の事務報告を見ましても、利用された人数で講座は115人、クラブが3,702人、一般貸し出しは3,264人と書いてありました。本町は、公民会館もなくなり、新しく建てられた福祉センターは一般貸し出しをされておられませんから、住民が利用できる公共施設といえば、借りられる集会所を除いては文化会館しかありません。休館日を週休2日からもとの1日に戻せば、住民が少しでも利用したい時間、利用できるようになると思いますが、いかがお考えでしょうか、ご答弁お願いしたいと思います。

教育部（立花 武彦部長兼教育総務課長）

議長。

議長（前田 長市議員）

立花部長。

教育部（立花 武彦部長兼教育総務課長）

文化会館の開館日をもとに戻されよとのご質問につきましては、現在、住民一人一人がみずからのライフスタイルに合った自己実現の場を見つけ、生涯を通じて能力を伸ばし、質の高い生活が送れるよう、文化会館において各種講座や教室を開催しており、今後、多様化する住民ニーズや生涯学習の拠点としての役割を果たすため、開館日増の必要性は感じておりますが、平成19年度より財政健全化によりまして開館日を縮小しており、忠岡町みらい計画におきましても、持続可能な行財政運営が行えるよう、引き続き第2次財政健全化計画を継続しているところであり、開館日の増につきましては、大変難しく厳しいものであると認識しておりますので、何とぞご理解のほどよろしくお願いいたします。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

財政健全化に続いて、平成29年からみらい計画を策定されております。財政健全化計画はもう11年続いているんですね。1日休館日を戻して、費用がどれぐらい要るか、それは今までのご答弁の中でお聞きしております。380万円程度かかるかというふうに聞いております。わずか380万円を削ることで住民に不便をかけさせるんでしょうか。

文化会館は、先ほど立花部長がおっしゃられました生涯学習の拠点であります。その役割を果たす場所なんですから、週に2日も休んで拠点と言えるんでしょうか。また、貸し館ということだけではなくて、現在では地域コミュニティが崩壊していると言われていの中で、地域コミュニティ再生のための核となる地域に設置されている公立文化会館の役割が極めて重要になってきているというふうに私は感じております。

このようなことから、もとの開館日に戻す。幾ら財政が逼迫して厳しいとおっしゃら

れていても、必要性は感じておられるということはおっしゃっていただきましたので、もとの開館日に戻すというお考え、ないでしょうか。再度お尋ねしたいというふうに思います。

教育部（立花 武彦部長兼教育総務課長）

議長。

議長（前田 長市議員）

立花部長。

教育部（立花 武彦部長兼教育総務課長）

本町が持続可能な行財政運営を行えるよう、引き続き第2次財政健全化計画を継続しているところがございますので、開館日の増につきましては現状では大変難しいものと認識しております。何とぞご理解のほどよろしく願いいたします。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

平成19年度から始まった第2次健全化でしたかね、それで週休2日になってしまった文化会館であります。先ほども申しましたように、もう11年たっているんですね。幾ら財政が逼迫しているとはいえ、公共施設は住民の財産であります。町内で使える場所が少ない。せめて既存施設を1人でも多くの住民が使えるように検討すると、こういったことは大事ではないかというふうに思います。

非常にこの間の健全化でいろんなことで住民にご辛抱やご負担をしてもらっております。わずか380万円の経費でできるものは、早くしていただきたいといます。ぜひ前向きに考えていていただきたいというふうに思います。これにつきましては、最後に教育長、答弁お願いしたいといます。

教育長（富本 正昭教育長）

議長。

議長（前田 長市議員）

教育長。

教育長（富本 正昭教育長）

ただいま議員のほうがお尋ねの文化会館の開館日をもとに戻すという件でございますが、再三私ども部長のほうで答弁させていただいておりますとおり、やはりこの件に関しましては、限られた財政状況の中で町全体を停滞することなしに、さまざまな施策を前進していくというトータルな発想の中で考えていきたいと考えております。現状もこの財政健全化が進行しているわけでございますので、よろしくご理解のほどお願いを申し上げます。

す。

6 番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

河野議員。

6 番（河野 隆子議員）

ぜひ検討をよろしくお願いします。

これで一般質問を終わらせていただきます。

議長（前田 長市議員）

以上で、河野隆子議員の一般質問を終結いたします。

議長（前田 長市議員）

次に、是枝綾子議員の発言を許します。

5 番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

是枝議員。

5 番（是枝 綾子議員）

5 番、日本共産党の是枝です。町長の施政方針に対する一般質問をさせていただきます。

1 つ目は、不登校問題についてお尋ねをいたします。本町の不登校児童・生徒数は、全国平均や大阪府の平均と比べて、大変多いことはこれまでも取り上げてまいりました。平成 29 年度の不登校の児童・生徒数は、1,000 人換算ですと、小学校では、全国 5.4 人、大阪府 5.8 人、忠岡町 7.5 人、中学校では、全国 32.5 人、大阪府 35.5 人、忠岡町 48.5 人という結果でした。1,000 人換算にすると人口の少ないところは多い数字になるのですが、それにしても本町は全国、大阪府の平均よりも大変多いというのです。

ご家庭や学校関係者の皆さん、日々ご努力されていらっしゃると思います。ただ、他市と違って忠岡町にないものがあります。それは学校の教室に入れないう児童・生徒が通う適応指導教室が、忠岡中学校の中にしかなく、校舎の外にはありません。学校の門をくぐれない、そういう生徒にとってはそこには通えず、中学校の中にあるため、「小学生、通えるんですか」と聞いたら「いえ、通えません」ということで言われまして、小学生は当然通えません。

そういう事情もあって、本町ではスクールソーシャルワーカーを忠岡町単独の制度で予算もつけて配置をしていただいています。スクールカウンセラーも回数多く来ていただき

相談体制をとっていただいております。

このようにご努力はいただいているんですが、それが適応指導教室にかわるものにはならない、かわりにはならないというものではあると思います。これまで教育長や教育理事のほうからは「不登校問題は最重要課題の1つ」、「課題として十分認識している」と、これまでも議会での答弁をいただいております、大切に思っております。

町長の施政方針では「不登校問題」というふうには言葉は出てきませんが、「生徒指導」という面、そういった言葉の中に含まれているのかなというふうに思うんですが、そういうことなんでしょうか。

それとまた、まず1点目が、本町の不登校児童・生徒への状況や対応については今どのような状況でしょうか。教育理事よりご答弁をお願いいたします。

教育部（土居 正幸理事兼学校教育課長）

はい。

議長（前田 長市議員）

土居理事。

教育部（土居 正幸理事兼学校教育課長）

議員ご指摘の本町の不登校児童・生徒数の状況についてですが、先ほどもおっしゃっていただきましたように、教育委員会としては喫緊の課題であると認識しております。

現状の不登校児童・生徒への訪問などの対応件数及び活動状況についてですが、町教委におきましては各校の家庭訪問件数までは取りまとめておりませんが、各学級平均して週に1回以上は家庭訪問もしくは電話で児童・生徒にかかわっております。

また各学校では、児童・生徒及び保護者の思いに寄り添いながら、家庭訪問や電話連絡を密に行うなど、学級担任を中心とした組織全体で取り組んでいるところでございます。また、専門的な見地から、不登校の要因や背景を的確に把握するため、町単費と府費負担のスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを活用している状況でございます。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

ありがとうございます。担任の先生も忙しい中でも必ずかわりを持っていただいているということはわかりました。ということで、そういった努力もいただいておりますが、やはり適応指導教室というものの役割についても大事に、今後の計画としては持っていたきたいなという観点でちょっと質問を続けさせていただきます。

大阪府から忠岡中学校への加配の先生が適応指導教室を見ていただいていたらしいので

すが、平成29年度から削減されてしまいまして、いらっしゃらなくなりました。そのため、授業の空き時間の先生が適応指導教室、中学校の中にある、対応するという事になり、大変先生忙しい中でさらに、大変な状況になっているということで、そういった先生方のご努力で運営されていると聞いております。大阪府はこのような大切な役割の先生を切ってしまったということについては、本当に不登校問題、ちゃんと児童・生徒が学校に通えるようにしようという気が大阪府にあるのかというふうに、大変憤りを感じるころであります。

これまで、最近ではないですが、16年、17年ぐらい前でしょうか、小学生も通えるように中学校の外に適応指導教室を設置してほしいという声がありました。不登校の子どもを持つお母さん方からも聞いておりました。泉大津市には当時から適応指導教室が、教育センターというんでしょうかね、そういったところにあったそうなんです、忠岡町にはなぜないんだというお声をちょっと聞いておりました。しかし、忠岡町の場合は、場所の確保、先生の確保、財政的裏づけがないということで、それが必要だとのことで、難しいというお答えでありました。

しかし、問題の1つとされていた場所の確保という点については、今春廃園となる忠岡幼稚園の利用ということも1つの検討策になるのではないかとというふうに、1つのですよ、思います。

また、先生の確保や財政的な裏づけという問題がまだ残っております。大阪府は、適応指導教室の先生の配置や財政的支援は全くされていないというふうに聞いております。全国的にも大阪府は不登校生徒・児童がもう5本の指に入るぐらい、上から数えればワースト5の中に入るといふ状況にもかかわらず、このような状況であると、何という大阪府であろうかと、十分な対策とは言えないと思います。

そこで、教育長にお聞きいたしますが、今後、適応指導教室を設置していくためにはそういった計画ですね、すぐにはなかなかできないと思います。計画を持つことが必要であると考えますが、その点についてはいかがお考えでしょうか。

教育長（富本 正昭教育長）

議長。

議長（前田 長市議員）

教育長。

教育長（富本 正昭教育長）

ただいま議員お示しの適応指導教室に関しての計画ということでございますが、議員のお示しいただいた中でも、まず場所の確保、それから人の確保、財源の確保という部分で、場所に関しましてはお示しいただいた4月以降の、忠岡幼稚園の跡地というのも1つではあります、それに関しましてはトータルに町の全体の動きの中で考えていく必要もあるかと思っております。

また、ご承知のとおり、忠岡幼稚園がいわゆる就学前の施設ということもありまして、現状の施設そのものが、例えばトイレにつきましても、大人が行きますと上からのぞけるような規模のトイレでございまして、これをいわゆる他市町が実施しているような適応指導教室にするとなれば改修の必要性、また空調等の設置、そして何よりも耐震化というふうな分も必要でありまして、そういうふうな部分を勘案いたしますと、非常にまた財政的な負担が強いられるというところがございます。今後の見通しとなりますと、財政当局とも調整していく必要もありますので、その辺も勘案しながら計画を持っていきたいというふうに考えております。

以上です。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

お金というところが何にするにしてもつきまってくるということですが、そんなときだからこそ大阪府、そして義務教育でありますし、こういった特別な対策ということについては、大阪府の認識をね、ここ府議会ではありませんので聞いたことはありませんけれども、そういった大阪府の認識があまりにもなさ過ぎるということではなかろうかと。やっぱり教育センターを持っていない、持つことがなかなかしにくい、こういった小さな市町村にこそ大阪府が補助金なりそういった支援、財政的な支援を出すというのが大阪府の役割なんですけど、それを一向にしないということで、全然大阪府は直接、小・中学校を持っていませんから、小・中学校の児童の不登校なんて大阪府は知ったものじゃないという感じなんではなかろうか。非常に大阪府は本当に役割を果たしてないというふうに、この問題では思います。大阪府に対して先生の配置、財政支援について、教育長として忠岡町として要望されるお考えはございませんでしょうか。

教育長（富本 正昭教育長）

議長。

議長（前田 長市議員）

教育長。

教育長（富本 正昭教育長）

全く議員お示しのとおりでございます。人的な措置に関しましてはやはり大阪府さんのほうへ強く働きかけるということが必要かと思っております。今後、町村教育長会等を通じまして働きかけてまいりたいと思っております。

以上でございます。

5番（是枝 綾子議員）



議長。

議長（前田 長市議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

これは忠岡町だけでなく、小さな町村はなかなか適応指導教室とか教育センターを持つことができない。持っているのは島本町、かなり財政力もありまして人口も多いというところであります。そういったところでない町村ではなかなか持てない。でも、やっぱり町村でも同じように子どもたちは教育を受け、そして学校に行けない子どももいてるわけですから、やはり大阪府がその点は役割を果たすように、大阪府に対しても強く要望もして、ほかの団体とも一緒に要望もしていただいて、そして忠岡町ももちろん財政的にも頑張っていたかかないと全額は出してくれないと思いますので、ぜひそういう適応指導教室を設置されるという計画をまず持つということでないで大阪府も動きませんので、やはりそういった計画を今後立てていっていただきたいということで、その検討についてぜひ教育長さんのほうから最後ご答弁をいただきたいと思います。

議長（前田 長市議員）

教育長。

教育長（富本 正昭教育長）

私も再三ご答弁させていただきますとおり、適応指導教室に関しましては必要性を感じておりますので、よろしく願いいたします。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

必要性はもちろん感じていただいているのはわかりますので、計画をぜひ持っていただくということをぜひお願いしたいと思います。それはちょっと答弁が、計画を持つということについてはどうなのかという答弁がございませんでしたが、引き続きまた、予算委員会もございしますので、詳しく議論していきたいと思います。

不登校児童・生徒の安心できる居場所と、あと、子どもたちの学力のおくれを取り戻していく、そして学校という生活にもなじんでいく、そういったことをして行って、一たんこういうふうになっても、将来やり直すことができる、次に向かって進めていくことができるという、教育行政の支援ということをぜひ求めていただきたいと思います。よろしく願いします。

それでは、次に国民健康保険についてお尋ねをいたします。町長の施政方針には高い国保料や、今回値上げになることについては一切触れられておりません。ということで、2

つ目の国民健康保険料のことについてお尋ねいたします。

国保の都道府県化がスタートし、2年目の保険料が大阪府から示されました。本町の平成31年度の国保料は1人平均、何と6.8%の値上げになります。今回は激変緩和ということで、忠岡町には800万円が措置をされましたが、このような大幅値上げになることが明らかとなりました。

モデルケースで言いますと、所得が200万円、40歳代夫婦と子ども2人の4人家族で、平成30年度は年間39万2,707円でしたが、平成31年度は41万2,481円の、1万9,773円、約2万円もの値上げとなりました。所得の2割を超える国保料ということで、本当に耐えがたい負担であります。しかし、「国保が都道府県化されたからといって、国保料は市町村が独自に決めることができる」と国も言っています。ところが、本町は昨年3月、私どもは反対いたしました。府の標準保険料に統一するという条例にしてしまいましたので、府の標準保険料が上がると自動的に上がる仕組みとなっています。府に合わせない市町村は、独自に判断をして保険料を決めておられます。しかし、本町は大幅な値上げとなったわけでありませう。

昨年3月、忠岡町は、府の標準保険料に統一したら保険料が安くなったと、確かに所得の高い方は安くなりました。それは所得割が下がったので、所得のある方は少し下がりましたが、均等割、平等割は上がったので、家族の多い方や所得の少ない方は、保険料が上がりました。大阪府は1年目の保険料を上げないために、医療費の伸びを少な目に見積もられたようで、2年目はその分はね返って、忠岡町ではほぼ全世帯が値上げとなります。

結局、都道府県化がスタートする前の平成29年度と比べたら、31年度は値上げになったのではないのでしょうか。担当部長より、ご答弁をお願いいたします。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

ただいまのご質問につきまして、議員仰せのとおり、本町は平成30年度に大阪府が決定する市町村標準保険料率と本町の平成29年度の保険料率がほぼ同水準であったこと、全体で見た場合、保険料負担も下がることから、条例改正を行い、6年間の激変緩和期間を経ずに移行したものでございます。

おっしゃるように保険料率につきましては、この31年度につきましては保険料の計算の要素としまして被保険者数でございます被保険者の数あるいは年齢構成、そして医療費の動向、国の係数に応じて保険料が計算されるところでございます。それについて、医療費につきまして、30年度の算定時には1.4%増、31年度の算定時には2.3%の単年度の1人当たりの医療費の伸びということになりましたので、保険料率としましては大

阪府の標準保険料率は平均で9.96%、忠岡町につきましては激変緩和の財源が入りましたので、6.86%の上昇ということに相なった次第でございます。

5番（是枝 綾子議員）

はい。

議長（前田 長市議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

忠岡町が独自に保険料が決められないということになっているので、大阪府が平均9.96%ということで、激変緩和の財政措置がちょっと入りましたので、忠岡町は伸びが9.96%にもならなかったということではありますが、やはり忠岡町の国保であったときはそんなに、顔が見えるところなので、保険料をこれ以上上げられないという判断ができたんですけれども、今度はそうはいかなくなると。統一保険料にしたらそうなったということでもあります。

また、保険料が上がるもう1つの理由は、保険料引き下げのための市町村の一般会計から国保会計への繰り入れをしなくなったからということではないでしょうか。

国が毎年、国保の都道府県化をするに当たって、27年度から1,700億や3,400億円の毎年公費投入しても、市町村からの繰り入れが今減っていますので、減らさせていますので、その分住民の負担の軽減にはなっていないということになっていませんでしょうか。そうですね。

ということで、忠岡町の国保会計は、平成29年度決算は3,000万円の黒字でありました。30年度の決算見込みは1,500万円程度の黒字という見込みであります。それも活用して、一般会計からの繰り入れを行って、この高過ぎる国保料を引き下げるという考えは忠岡町にはございませんでしょうか。

健康福祉部（東 祥子部長）

はい。

議長（前田 長市議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

議員仰せのとおり、平成29年度決算では長年の懸案事項でありました累積赤字が解消し、2,900万円の黒字決算となりました。

29年度の黒字分、2,900万円は平成30年度に繰り越しをいたしました。前年の療養給付費等の返還金が約5,300万円ございましたので、9月議会で上程させていただきましたとおり、この返還金の財源に充て、足らずの分は一般会計からの繰入金で補いました。

平成30年度からは国保都道府県化により、医療費の支出に必要な費用は全て大阪府か

らの補助金で歳入されることとなりましたが、一方では、市町村は徴収した国保料や一般会計からの法定内繰入金などを大阪府に事業費納付金として負担することとなっております。事業費納付金を支払う際に十分な保険料等の収入が確保できなければ資金不足となりますので、国保会計として柔軟に対応できる資金を確保しておく必要がございます。

一般会計からの繰り入れにつきましては、国通知や大阪府国民健康保険運営方針に基づく必要な財源の繰り入れは財政に対して求めてまいります。保険料引き下げを目的とした繰り入れはできません。その繰り入れを行うことによりまして、もし行ったとしましたら大阪府の特別調整交付金が点数制で評価されますのでペナルティーがかかり、交付金が減額される要素となります。

本町としましては、引き続き国・府に対しましてさらなる公費の投入による市町村標準保険料率の引き下げを求めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

部長さんの答弁にありましたように、一般会計から国保会計に繰り入れをすると大阪府が調整交付金を減らすと、減らすというか、結果的に減らすというね、減額するというペナルティーを課しているということ自体が大変ね、非常に大阪府って冷たい、ひどいなというふうに思います。大阪府が国保料引き下げのために一般会計から繰り入れすることを禁止するなんて、それは国保運営方針にそう書いてあります。本当にひどい、耐えがたい国保料やのに、下げたらあかんと。何ということでしょうか。

政府の試算でも、国保料というのは中小企業などが加入している協会健保の1.3倍も高いわけです。大企業などの組合健保の1.7倍も高いということでもあります。4人に1人が加入する国保は国民皆保険制度を支えているのに、他の保険よりも著しく高く、庶民に重い負担を強いているということです。

大阪府は、府独自の繰り入れも1円もせずに、繰り入れた市町村には調整交付金などを削るというペナルティーをかける、全くひどいやり方です。

大阪府に対して、府独自の繰り入れを行うことと、このようなペナルティーをやめるように求めていただきたいと思います。

また、知事会からも要望されている国による1兆円の公費投入をすれば、今まるで人頭税みたいだと言われている均等割や平等割の保険料に匹敵するという額ですから、協会健保並みの国保料に引き下げることができると、日本共産党も提案しております。知事会の要望にもある国の公費負担、1兆円ふやすことを求めていくというお考えはありませんで

しょうか。ご答弁をお願いします。

議長（前田 長市議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

その件につきましては、引き続き国・府に対して要望してまいりたいと思いますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

5番（是枝 綾子議員）

はい。

議長（前田 長市議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

国の公費負担の増額でこそ、高い国保料が引き下げができるというふうにも思います。しかし、忠岡町も高い国保料引き下げのために町独自の努力も求めていると思いますが、大阪府が邪魔をするという、本当にひどい仕組みになっているということは強く抗議をしておきたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。3つ目は災害対策についてということですが、被災者支援という中身であります。

昨年の台風21号によって本町では800世帯余りの方が被災をされました。被災者の方への町独自の支援策が必要であると私は考えております。

今回、忠岡町では半壊が8件ということでありました。本町はほとんどの方が、800世帯の方が一部損壊でありました。でも、半壊でも一部損壊でも、被災された方の中には転居を余儀なくされた方もいらっしゃいますということで、一部損壊でもやっぱり雨漏りがひどくて、修理するには大きな金額がかかり、修理できないままそういった被災した住宅に住み続けているという、そういった被災者もいらっしゃいます。ということで、いまだに被災者支援というのは引き続き、半年以上たった今でもやっぱり必要になっているということでありました。

そこで、1つ目の質問ですが、町長の施政方針にあります、「大阪府の被災者生活再建支援事業を大阪府と共同実施する」とありますが、どのような方が対象で、どのような制度なのかをご答弁いただきたいと思います。

議長（前田 長市議員）

柏原公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

昨年9月の台風21号は本町にも甚大な被害を与え、今なおブルーシートで養生する世帯が見受けられるところでございます。大規模災害における被災世帯に対しては、被災者生活再建支援法があるものの、今回の台風21号に関しては同法が適用されないことか

ら、被災住民の早期の生活再建を図るため、大阪府独自の制度として被災者生活再建支援法に準ずる支援金を交付する、「大阪府被災者生活再建支援事業」が創設され、本町も大阪府と共同して実施するものでございます。

対象世帯についても被災者生活再建支援法に準じ、全壊、大規模半壊世帯が対象となりますが、条件が整えば半壊世帯も一部対象となる場合もございます。

以上でございます。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

国の制度は全壊や大規模半壊の対象の家が10件以上なかったら対象にならないとか、いろいろそういった条件があって、今回それにはなかなか当てはまらないということで、大阪府の独自の制度だということのようではありますが、本町、8件の半壊の方にこの制度というものは活用できるのでしょうかということ、場合によってはということではありますが、それはやむを得なく、条件に適合する撤去というんですか、したりしたときなんでしょう。そのあたりがちよっとわからないんですけれども、そのように聞いておりますが、これは期日とか、そういったものについては特にございますでしょうか。

議長（前田 長市議員）

公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

期日等は、一応新年度からの制度でございますので、詳細についてはまだ今のところは決まっております。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

ということで、これは一部損壊の方には対象にはならないような制度になっているということのようでもありますので、半壊の8件の方には漏れなくお知らせを、知らせていただいて活用できる、そういったことであればぜひ活用していただくということが大事であるかと思えます。施政方針にうたわれているのに1件も対象がなかったという、そういった施策では不十分であり、それはやっぱり大阪府のほうにきちんと対象になるようにということで改善も求めていただきたいと思います。その点についてはいかがでしょうか。

議長（前田 長市議員）

公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

新年度から始まる制度でございますので、半壊世帯につきましては町内で8件あったというところでございますので、その8件についてそういったものが基準に当てはまるかどうかについては、また別途、要綱等を照らし合わせて慎重に判断してまいりたいと考えております。

議長（前田 長市議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

きちんとお知らせをしていただくということをぜひお願いしたいと思います。

時間があまりないので、そしたら3つ目の、一部損壊でも住めなくなり引っ越しを余儀なくされた世帯もでございます。一部損壊の方でもやっぱり経済的に困難な方、とても修理などできないという方、被災したそのままの住宅にお住まいで、雨漏りして傷んできているということでもあります。そういった方に何らかの、固定資産税とか国保料、介護保険料などの減免制度、一切対象になっておりませんので、そういった方も状況によっては対象にして、被災者の生活を支援するというお考えはございませんでしょうか。担当部長さんより、公室長さんよりお答えいただきたいと思います。

議長（前田 長市議員）

時間が来ましたので、答弁をもって終了といたします。

公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

一部損壊の世帯においても、住めなくなったりとか引っ越しをされた方、また修理費が一定高額になられる方など、そういった方もおられるというところでもございますが、本町では半壊以上の判定を受けた世帯のみについて国保料等の減免措置等の制度を設けさせていただいておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（前田 長市議員）

以上で、是枝綾子議員の一般質問を終結いたします。

議長（前田 長市議員）

これをもって一般質問を終わります。

議長（前田 長市議員）

日程第2 議案第16号 平成30年度忠岡町一般会計補正予算（第9号）についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（前田 長市議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（前田 長市議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第16号 平成30年度忠岡町一般会計補正予算（第9号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は、307万7,000円で、これを補正することにより、予算総額は69億6,718万6,000円となります。

歳入につきましては、第14款 府支出金で、府知事選挙委託金307万7,000円を計上。

歳出につきましては、第2款 総務費で、期日前投票管理者等報酬30万1,000円を計上、投票事務従事者手当25万円を計上、管理職員特別勤務手当13万5,000円を計上、臨時職員賃金22万円を計上、文具等消耗品代53万4,000円を計上、燃料費5,000円を計上、食糧費1万7,000円を計上、印刷製本費5万1,000円を計上、入場整理券等郵便料42万円を計上、入場整理券作成業務委託料6万7,000円を計上、選挙公報配布等委託料44万3,000円を計上、木材等3万円を計上、選挙用備品購入費60万4,000円を計上するものであります。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（前田 長市議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 長市議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（前田 長市議員）



これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(なし)

議長（前田 長市議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第16号 平成30年度忠岡町一般会計補正予算（第9号）について採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（前田 長市議員）

ご異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（前田 長市議員）

本定例会に付された事件は、議了いたしました。

議事の都合により、あすから26日までの15日間、休会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（前田 長市議員）

ご異議ないものと認めます。

よって、あすから26日までの15日間、休会とすることに決定いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

(「午後2時05分」散会)